

# 宮崎県口蹄疫防疫マニュアル

平成23年4月

(平成28年4月最終改訂)

宮崎県口蹄疫防疫対策本部



# 目 次

第1章 口蹄疫とは	
■1 原因	1
■2 疫学等	
■3 症状	
■4 検査方法	
■5 ウイルスの性状	
■6 発生状況	
第2章 防疫対策の基本方針と組織体制	
■1 防疫の基本方針	6
■2 ワクチン接種、予防的殺処分	
■3 防疫対策本部	7
(1)口蹄疫対策連絡会議の開催	
(2)県口蹄疫対策本部の設置	
(3)口蹄疫現地対策本部	
第3章 発生前の防疫対策(「水際対策」、「畜産農家や関係者の防疫対策」、「早期発見・早期通報」)	
■1 事前の防疫体制	16
1 県の対応	
(1)水際・公共施設等の消毒体制	
(2)海外等での発生情報の伝達	
(3)農家指導、研修会の開催	
(4)早期発見・早期通報体制及び病性鑑定のあり方	
(5)関係機関・団体等との連携	
2 市町村の対応	
3 農家の対応	
4 その他畜産関係車両、レンタル業者の対応	
■2 段階(フェーズ)毎での防疫対応	21
(1)フェーズⅠ 近隣諸国で発生がない状況	
(2)フェーズⅡ 近隣諸国で発生している状況	
(3)フェーズⅢ 国内で発生している状況	
(4)フェーズⅣ 九州で発生している状況	
(5)フェーズⅤ 本県で発生している状況	
■3 「迅速で徹底した防疫措置」を行うための事前の準備	22
(1)防疫措置における関係機関の役割分担	
(2)県の役割	
(3)市町村の役割	
(4)関係団体の役割	
(5)隣県との情報の共有	

(6)防疫演習等の実施	
第4章 防疫措置	
■1 届出から防疫措置終了までのタイムテーブル	29
■2 異常家畜等の発見通報から病性鑑定、検査材料の送付までの措置 (1日目10:00～18:30)	32
1 病性鑑定時の対応フロー図	
2 現地家保における対応 (1)異常家畜等の発生通報 (2)病性鑑定	
3 家畜防疫対策課における対応	
■3 検査材料の送付(疑い症例)から病性決定までの措置(1日目18:30～2日目5:30)	39
1 現地家保における対応 (1)通行遮断の準備 (2)防疫措置の準備 (3)疫学調査 (4)発生状況確認検査の準備	
2 県庁における対応 (1)関係部署への連絡・通報 (2)県対策本部設置と会議の開催 (3)移動制限、搬出制限の設定 (4)移動制限区域内の農場の抽出、大型農場の抽出 (5)動員者のリストアップ (6)消毒ポイントの設置準備 (7)家畜市場の閉鎖に伴う協議	
3 当該市町村の対応	
4 その他の市町村の対応 (1)制限区域の設定 (2)情報の提供 (3)消毒ポイント運営のための動員の把握	
■4 病性決定時の措置(2日目5:30)	43
1 県対策本部の対応 (1)団体、農家等への情報提供 (2)公表、プレスリリース (3)制限区域の告示 (4)制限区域の解除 (5)制限の対象 (6)移動制限区域内の家畜の死体及び排せつ物等の移動の例外措置 (7)制限区域外の家畜等の通過 (8)動員者の確保(獣医師、保定員等) (9)消毒ポイントの設置	
2 現地対策本部の対応(発生現地における防疫措置)	48

(1) 現地対策本部の設置と会議の開催	
(2) 団体、農家等への情報提供	
(3) 発生農場の防疫方針の決定	
(4) 発生農場への対応(現地対策本部)	
(5) 移動制限区域の設定と農家への周知	
(6) 消毒ポイントの設置(移動制限・消毒ポイント班)	
(7) 疫学調査(疫学関連調査班、疫学究明班)	
(8) 発生状況確認検査(発生状況・清浄性確認検査班)	
(9) 通行の制限又は遮断(現地移動制限・消毒ポイント班)	
(10) 防疫資材の調達(資材班)	
3 発生市町村の対応	51
4 その他の市町村の対応	52
5 団体等の対応	52
6 制限区域での指導事項	52
7 発生農場の防疫措置における各班のタイムスケジュール	54
■5 移動式レンダリング車の活用の検討	62
■6 抗ウイルス資材	62
■7 ワクチン接種への対応	63
■8 と畜場における防疫措置	63
■9 清浄性確認等の検査	63
1 清浄性確認検査	
2 全戸臨床検査による清浄度確認検査	
3 移動制限解除後の清浄性確認検査	
■10 制限区域の解除	64
■11 家畜の再導入	64
 第5章 詳細マニュアル	
1 病性鑑定	65
2 病性鑑定材料送付に係る手続き	71
3 病性鑑定材料送付容器(取扱説明書)	73
4 移動の制限監視及び消毒ポイントの運営	74
5 制限の対象外	89
6 資材等の調達・供給	92
7 動員	100
8 防疫従事者の留意事項・バイオハザード対策	102
9 発生農場での防疫作業	119
■1 発生農場事前調査	
■2 殺処分	
10 動員者のサポート	134
11 評価	145
12 疫学調査	150
13 発生状況確認検査	156

14	清浄性確認検査	159
15	埋却	162
16	農場清掃・消毒	179
17	家畜排せつ物の処理	181
18	ワクチン接種	188
19	飼料の運搬・自給飼料の取扱い	193
20	生乳の取扱い	194
21	家畜の再導入	195
22	埋却地の管理	196

#### 各種様式

様式1	農家への情報伝達に係る調査票	197
様式2	(参考様式) 現地対策本部・受付会場設置ホワイトボード記載例	198
様式3	車両消毒確認書	199
様式4	通過許可車	200
様式5	車両消毒台帳(消毒ポイント控え)	201
様式6	移動制限区域の特例(死亡家畜の移動)に関する協議書	202
様式7	移動制限区域の特例協議(死亡家畜の移動)回答書	203
様式8	死亡家畜移動指示書	204
様式9	家畜排せつ物等移動申請書	206
様式10	家畜排せつ物等の移動について(回答書)	207
様式11	家畜排せつ物(尿)移動に係る状況確認報告書	208
様式12	医療機関受診報告書	209
様式13	FMD防疫作業事前調査票	210
様式14	けが、急病発生時報告書	213
様式15	物品調査票	214
様式16	家畜調査票(牛)	215
様式17	家畜調査票(豚:繁殖・育成)	216
様式18	家畜調査票(豚:子豚・肉豚)	217
様式19-1	農場疫学調査票	218
様式19-2	疫学関連家畜飼養農場等調査票	220
様式20-1	家畜等移動制限の指示書	222
様式20-2	家畜等移動制限解除の通知書	223
様式21	臨床検査表	224
様式22	採材検査表	225
様式23	農場家畜排せつ物の防疫措置状況確認台帳	226
様式24	スラリー等液状物処理状況確認表	229
様式25	たい肥化切り返し等確認表	231
様式26	ワクチン接種計画書	233
様式27	口蹄疫ワクチン接種頭数現地確認書	234

別表	口蹄疫発生時に連絡する県域団体	235
	宮崎家保管内の連絡一覧表	236
	都城家保管内の連絡一覧表	239
	延岡家保管内の連絡一覧表	241

#### 本文中の図表等一覧

図1	県対策本部組織図	8
図1-2	県対策本部の班編成	10
図2-1	現地対策本部の班編成	13
図2-2	現地対策本部に設置する班	14
表1	幹事会における各部局の所掌事務	9
表2	県対策本部各班における所掌事務	11
表3	現地対策本部各班における所掌事務	15
表4	畜産関係施設以外の水際消毒体制	20
表5	防疫資材在庫管理一覧表(様式)	24
表6	防疫資材緊急調達先一覧表(様式)	25
表7	病性鑑定に必要な携行資材	70
表8	現地対策本部資材班の体制表	92
表9	資材等一覧	99
表10	豚における殺処分方法の長所と短所	131
表11	家畜評価のための証拠書類一覧	147
表12	ワクチン接種作業について(関係市町村の皆様へ)	190
参考	口蹄疫ウイルスに効果があるとされている消毒薬	180
	口蹄疫の症状	161

#### 参考資料

	口蹄疫等の発生時における埋却地決定の手順について	243
	口蹄疫の発生に伴う埋却に関する周辺住民への標準的な説明手順(例)	244
	口蹄疫等の発生に伴う公有地への埋却について	245
	大規模豚飼養農場における殺処分の動員想定	246
	口蹄疫の感染拡大の状況に応じた県民への協力要請について	248
	九州・沖縄・山口9県における家畜防疫対策連携に関する申合せ	250
	動物検疫所に配備されている防疫資材貸出要領	256

#### 巻末資料

	口蹄疫に関する特定家畜伝染病防疫指針
--	--------------------

## 第1章 口蹄疫とは

---

口蹄疫（以下「本病」という。）は、口蹄疫ウイルスの感染によって起こる急性熱性伝染病で、牛、めん羊、山羊、豚等の家畜をはじめ、ほとんどの偶蹄類動物が感染する家畜伝染病である。本病は、極めて伝染力が強く、また、発病に伴う発育障害、運動障害及び泌乳障害により、莫大な経済的損失が生じるほか、国あるいは地域ごとに家畜、畜産物等に厳しい移動制限が課せられ、国際流通にも大きな影響を及ぼすこととなることから、国際的にももっとも警戒すべき家畜の伝染性疾病の一つとして、その制圧と感染拡大防止が図られている。

### ■1 原因

原因はピコルナウイルス科アフトウイルス属の口蹄疫ウイルスで、A、O、C、Asia1、SAT1、SAT2、SAT3 の7種類の血清型に分けられる。

### ■2 疫学等

感染は牛、豚等の偶蹄類の感染動物において、ウイルスが、水疱液、呼気、鼻汁、乳汁、精液、糞尿等により体外に排出され、経口・経鼻感染又は創傷感染で伝播する。また、体外に放出されたウイルスが風に乗って遠隔地へ飛散する空気感染もおこる。

### ■3 症状

突然 40 ～ 41 ℃の発熱、元気消失に陥ると同時に多量の流涎がみられ、口、鼻、蹄、乳頭部に水疱やびらんを形成し、食欲不振、跛行を呈する。乳牛では発病前から泌乳量が減少することが多い。



舌の水疱（乳牛）



鼻端の水疱（豚）

### ■4 検査方法

検査は、異常家畜の水疱材料、あるいは病変部のぬぐい液を用いたRT-PCRとウイルス分離を行う。さらに、臨床検査とあわせて、血清学的検査により抗体検査を実施し、感染の有無を判定する。



## ■5 ウイルスの性状

### 各種動物における潜伏期間中のウイルス排出

動物	材料の由来	排出ウイルス量 logTCID <sub>50</sub> (平均)	排出開始から水泡形成 までの日数(平均)	潜伏期間(日)
若雄牛	咽頭	2.5-5.5(3.5)	2-5(2.7)	6.2
	血液	1.0-4.1(2.2)	1-2(1.8)	
乳牛	乳汁	1.0-5.2(3.0)	1-4(2.2)	
	直腸	1.0-1.6(1.3)	1(1.0)	
	膣	2.9-3.3(3.2)	1(1.0)	
豚	咽頭	0.7-3.5(2.2)	2-10(5.0)	
	直腸	0.6-2.6(1.3)	0-7(4.2)	
めん羊	膣	0.6-3.0(1.6)	0-7	9.0
	咽頭	1.2-3.5(2.9)	0-5(2.5)	

Burrows, R.(Vet. Rec. 82:385, 1968)

### 過去における口蹄疫の初発原因(1870～1993年)\*

感染源	発生頻度(%)
汚染肉・畜産物・厨芥	66
風による伝播・渡り鳥	22
家畜の輸入・移動	6
汚染資材、器具、人	4
ワクチン(不活化不十分のもの)	3
野生動物	< 1

期間中の発生件数: \* n=627(USDA,1994)

口蹄疫ウイルスの生存期間(1)

対象物	環境状況	生存期間
牛肉	4℃	3日
	-20℃	90日
	急速冷凍	240日
豚肉	1~7℃	1日
	冷凍	>55日
骨髓	(牛)1~4℃	30週
	(豚)1~7℃	6週
腸管	(豚)1~7℃	250日
リンパ節	(牛)1~4℃	120日
	(豚)1~7℃	70日
舌(牛)	冷凍	11年
牛乳	72℃, 30秒	生存
堆肥(牛)	夏	1週
	冬	24週
敷料(わら等)		4週
衣服、靴	夏	9週
	冬	14週
飼料(ふすま)		20週
飼料(乾草)		>200日

(USDA, 1994 より抜粋引用)

口蹄疫ウイルスの生存期間(2)

対象物	環境状況	生存期間
内臓肉(豚)	チルド	30日
	冷凍	210日
パルマハム		170日
セラノーハム		182日
イベリアンハム		168日
イベリアンショルダーハム		112日
イベリアンロイン		42日
塩漬ベーコン		190日
ハム脂肪		183日
ソーセージ		56日
サラミ		7日

(Farez と Morley, 1997 より引用)

## ■6 発生状況

### 1 日本での発生

1908年（明治41年）東京、神奈川、兵庫、新潟 522頭

2000年（平成12年）宮崎、北海道 4戸 患畜・疑似患畜 740頭

2010年（平成22年）宮崎 292戸（他に関連農場23戸）患畜・疑似患畜 210,714頭。

ワクチン接種畜の殺処分 1,047戸 87,094頭

### 2010年宮崎県における口蹄疫の発生状況



農林水産省HPより

平成22年4月20日に発生し、7月27日に全ての移動制限が解除された。

平成23年2月5日にOIEから「ワクチン非接種口蹄疫清浄国」に認定された。

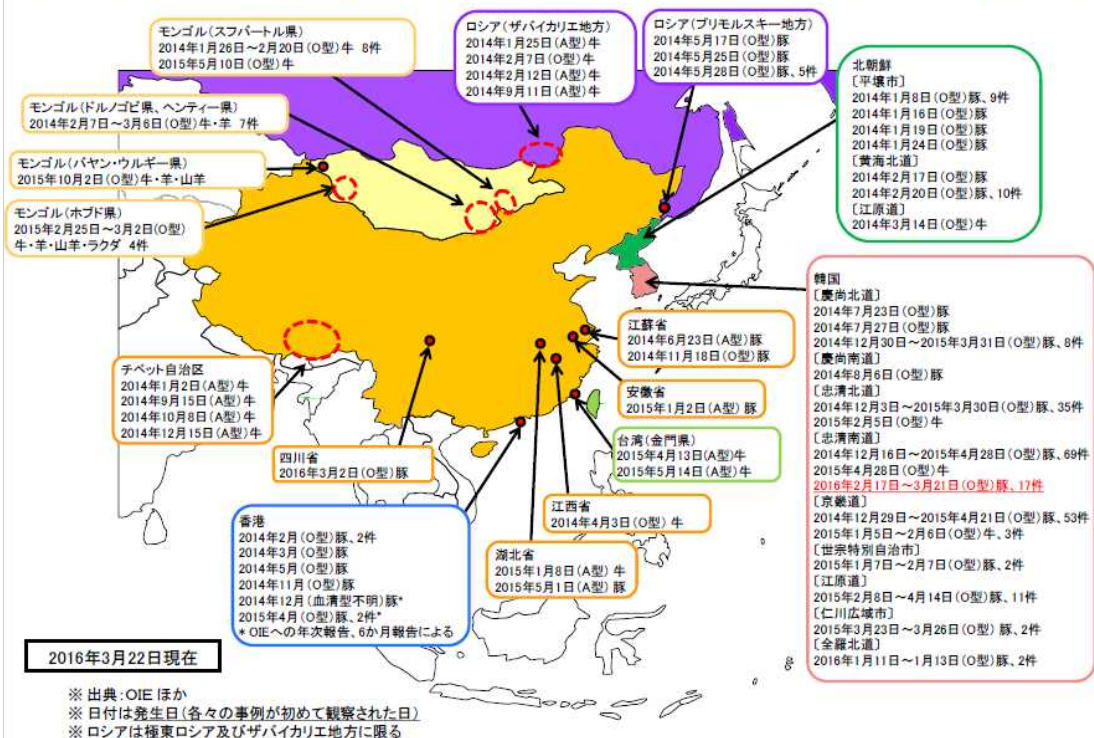
## 2 海外での発生

東南アジア、中近東、アフリカを中心に世界各地で発生がみられる。

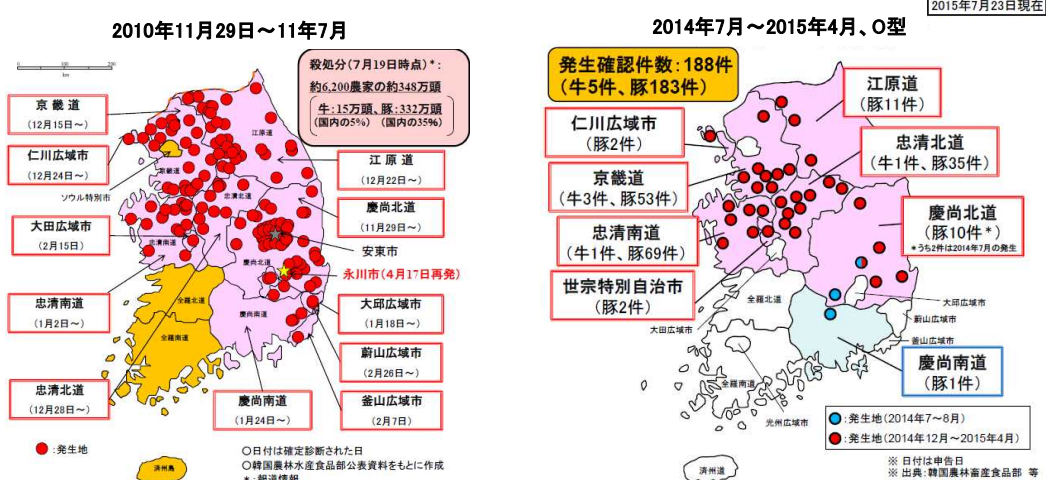
わが国の近隣諸国においては、中国、北朝鮮、韓国、ロシア（プリモルスキー地方など）、モンゴル、台湾、香港などで近年、発生が確認されている。

特に、韓国では2010年の本県発生に前後して、2010年1月と4～5月に発生が確認され、さらに同年11月から2011年4月にかけて、ほぼ全土にまん延し、予防的殺処分を含めて約348万頭の牛・豚の殺処分が行われた。2010年12月からワクチン接種を行いながら清浄化に向けた取組を進め、2014年5月のOIE総会でワクチン接種清浄国に認定されたが、同年7月以降再び口蹄疫が発生している。

中国、香港、台湾、韓国、北朝鮮、モンゴル、ロシアにおける口蹄疫の発生状況（2014年1月以降の発生）



韓国における口蹄疫の発生状況



農林水産省HPより

## 第2章 防疫対策の基本方針と組織体制

---

### ■1 防疫の基本方針

最近、アジアで活発な流行が見られる口蹄疫や高病原性鳥インフルエンザなどの海外悪性伝染病は、国際的な人や物の往来の増加や渡り鳥の飛来などにより、県内でいつでも発生する可能性があるという前提に立つ必要がある。

このため、最も重要なことは、ウイルスを国内に持ち込ませない「水際対策」、ウイルスが国内に侵入したとしても家畜に感染させない「畜産農家や関係者の防疫対策」、家畜に感染した場合の「早期発見・早期通報」、そして感染の拡大を最小限に食い止めるための「迅速で徹底した防疫措置」であり、ここに関係者が全力を注ぐことである。

具体的には、日頃から農場等における防疫対策の徹底はもちろんのこと、本病の早期発見及び通報体制のための監視体制の強化、さらに、発生時においては迅速な殺処分及び埋却等によるまん延防止対策が講じられる危機管理体制を確立し、その被害を最小限に食い止めることが基本である。

### ■2 ワクチン接種、予防的殺処分

口蹄疫が発生した際の防疫対応の基本方針は、上記に示すとおりであるが、患畜等の殺処分と移動制限による、いわゆる初動対応では、感染拡大が防止できないと判断した場合は、ワクチン接種若しくは予防的殺処分による防疫対応を国に要請する。

国への要請は、発生状況確認検査（50ページ）の結果（特に初発農家の周辺での発生状況や豚での発生の有無）や、国から派遣された疫学の専門家の意見を参考にして行う。

なお、ワクチン接種か予防的殺処分かは、農林水産省消費安全局動物衛生課（以下「動物衛生課」という。）と協議の上、判断することとし、ワクチン接種あるいは予防的殺処分は、口蹄疫に関する特定家畜伝染病防疫指針（平成27年11月20日農林水産大臣公表）（以下「防疫指針」という。）に基づいて実施する。

### ■3 防疫対策本部

#### 1 口蹄疫対策連絡会議の開催

近隣諸国や国内で本病が発生し、県内での発生が危惧される場合及び疑い事例で検体を国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究部門海外病研究拠点(以下「海外病研究拠点」という。)に送付する場合には、宮崎県口蹄疫防疫対策本部(以下「県対策本部」という。)設置要領に基づき、幹事会員による口蹄疫対策連絡会議を開催する。

会議では、本県でのまん延を防止するために必要な防疫対策の徹底、県内で発生した場合に直ちに迅速な防疫措置が講じられるよう、情報の共有を図るとともに、発生時の人員確保や役割分担、連絡体制の確認等を行う。

#### 2 県対策本部の設置

県対策本部は、隣接県で本病が発生し、県内での発生が著しく危惧される場合や、県内に移動制限区域等が含まれる場合、あるいは疑い症例で検体を海外病研究拠点に送付する場合に設置し、設置後速やかに、県対策本部会議を開催する。

県対策本部を設置したときは、県議会、関係市町村、関係機関・団体等に文書で県対策本部の設置及び発生の概要等を伝達するとともに、迅速な防疫措置が講じられるよう協力を要請する。

なお、県対策本部会議は、本病の発生や防疫対策の進行状況等により、必要に応じて開催し、県議会、関係市町村、関係機関、関係団体等を参加させることができるものとする。

##### (1) 目的

本病が発生した場合の本県経済に与える影響の甚大さを考慮し、本病の防疫、その他の対策に関して関係部局が連携して円滑に実施し、本県畜産業の維持・発展及び安全・安心な県民生活の確保を図るため、県対策本部を設置する。

##### (2) 組織

県対策本部は、図1(8ページ)に示すとおり、知事を本部長に関係部局の長で構成、県対策本部の事務を補佐させるため関係課長等で構成する幹事会を設置する。

また、県対策本部を円滑に機能させるとともに、防疫方針の企画立案を行う総括・企画部を設置し、さらにその下に所定の班・係を設置する。

なお、総括・企画部及び各班は直ちに同一フロアに集合し業務を行うとともに、相互の連携を図る。

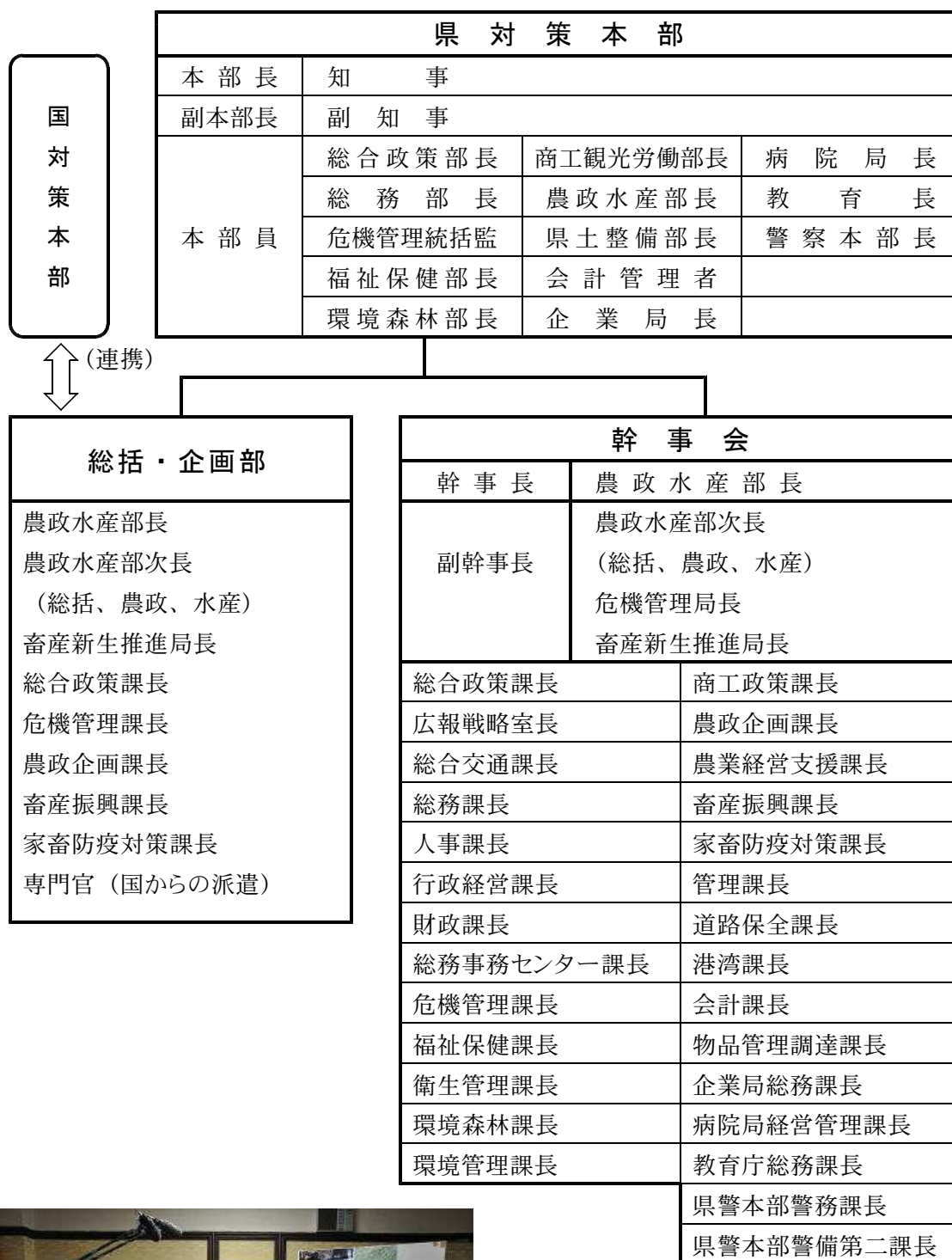
##### (3) 農業団体等との連携

県対策本部の方針を迅速かつ円滑に実施するため、県対策本部に農業団体からも参加してもらい、団体等との連絡調整を行う。

##### (4) 設置期間

県対策本部は、移動制限の解除後も継続して設置し、発生地域等の復興状況や本県に直行便があるアジア諸国の発生状況等を勘案し、解散時期を決める。

図1 県対策本部の組織体制



【県対策本部会議】

表1 幹事会における各部局の所掌事務

共通事務分掌	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 県対策本部及び他部局への応援に関すること</li> <li>○ 県対策本部長の特命事項に関すること</li> </ul>	
部 局 名	担 当 課	所 掌 事 務
総合政策部	総合政策課	県対策本部長の方針決定、調整等に関すること 県民政策部内の連絡調整に関すること
	広報戦略室	マスコミ対応等に関すること
	総合交通課	空港等の水際防疫に関すること
総 務 部	総 務 課	総務部内の連絡調整に関すること
	人 事 課	県職員の動員、勤務等に関すること
	行政経営課	家畜伝染病予防法他法律に関すること
	財 政 課	防疫関連の予算に関すること
	総務事務センター	職員の健康管理に関すること
	危機管理課	自衛隊の派遣要請、調整に関すること その他危機管理に関すること
福祉保健部	福祉保健課	福祉保健部内の連絡調整に関すること
	衛生管理課	食肉処理場に関すること 食肉衛生検査所等の獣医師の派遣に関すること
環境森林部	環境森林課	環境森林部内の連絡調整に関すること
	環境管理課	埋却地の環境に関すること
商工観光労働部	商工政策課	中小企業への融資等に関すること 商工観光労働部内の連絡調整に関すること
農政水産部	農政企画課	県対策本部総括・企画部に関すること 農政水産部内の連絡調整に関すること
	農業経営支援課	経営支援等の融資に関すること 農家経営指導に関すること
	畜産振興課 家畜防疫対策課	県対策本部総括・企画部に関すること 防疫指導等全般に関すること 防疫措置、移動制限等の措置に関すること
県土整備部	管 理 課	県土整備部内の連絡調整に関すること
	道路保全課	道路の交通規制に関すること
	港 湾 課	港湾の水際防疫に関すること
会計管理局	会 計 課	会計管理局内の連絡調整に関すること
	物品管理調達課	資材購入等に係る会計支援に関すること
企業局	総 務 課	企業局内の連絡調整に関すること
病院局	経営管理課	病院局内の連絡調整に関すること
教育庁	総 務 課	教育庁内の連絡調整に関すること
県警本部	警 務 課	県警本部、各警察署の連絡調整に関すること
	警備第二課	発生地及び消毒ポイント等における交通規制等の支援に関すること



図 1 - 2 県対策本部の班編成

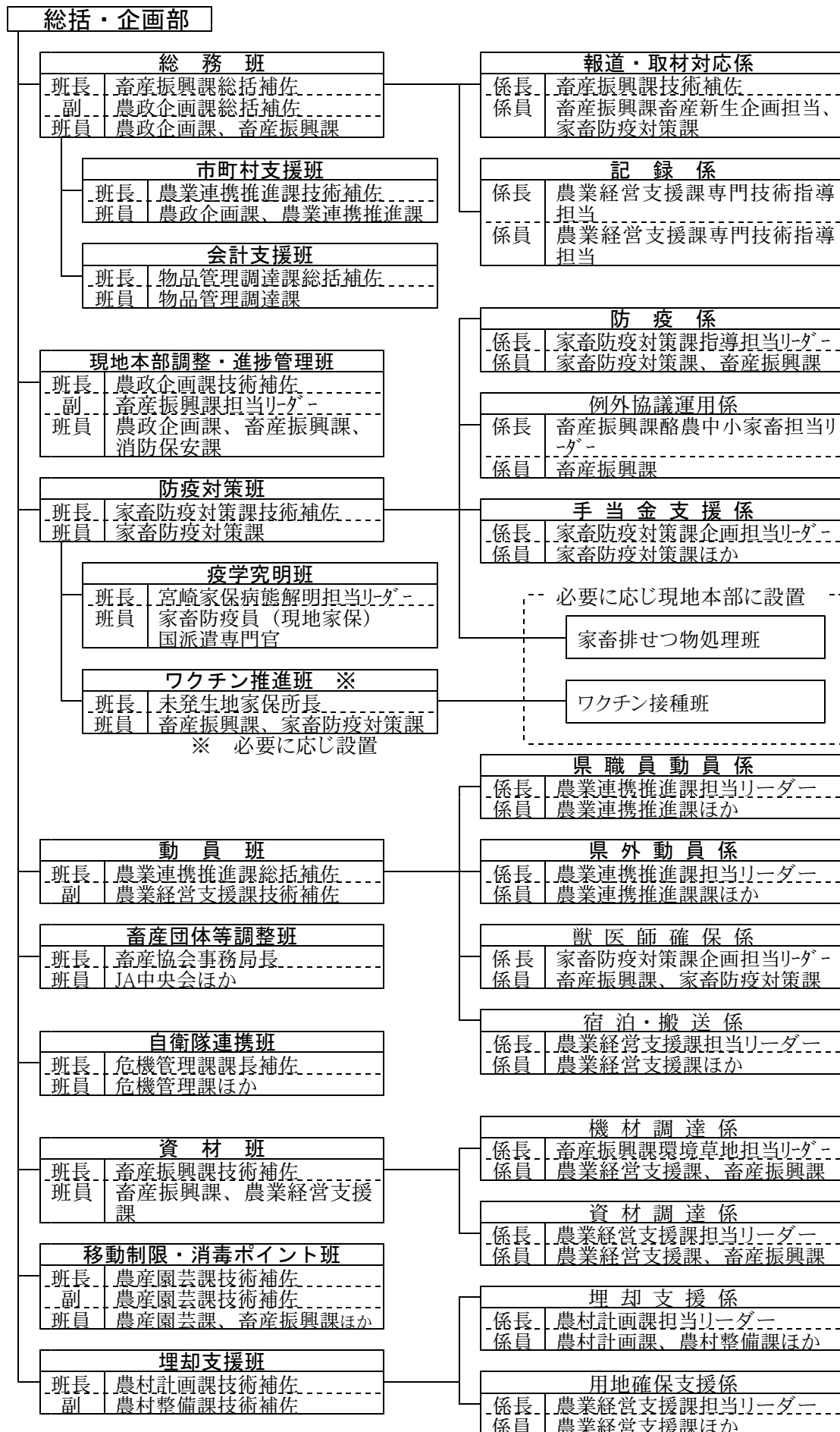


表2 県対策本部各班における所掌事務

班・係名	所掌事務	ページ
総括・企画部	県対策本部の総括及び防疫方針の立案、国との調整	—
総務班	防疫方針の進行管理、県対策本部各班の連絡調整 県民等からの問い合わせへの対応	—
報道・取材対応係	マスコミ対応、取材対応	43
記録係	発生現場での記録（カメラ・ビデオ）撮影及び保存	—
市町村支援班	市町村との調整、連絡調整員の派遣	12
会計支援班	経費支払い事務	—
現地対策本部調整・ 進捗管理班	現地対策本部との情報連絡調整、防疫措置の進捗管理、 発生現地の事前調査映像（無線）送受信	—
防疫対策班	防疫対策各班の総合調整、家保との連絡調整	—
防疫係	病性鑑定、防疫方針等の国との連絡調整	—
例外協議運用係	国との例外協議	—
手当金支援係	手当金申請・支払に係る事務	—
疫学究明班	国の疫学調査チームと連携した疫学調査、原因究明	150
ワクチン推進班	予防的殺処分に係る計画の立案・進行管理	188
動員班	防疫従事者、保健師等の動員調整	100
県職員動員係	県職員、市町村職員等動員者の連絡調整	—
県外動員係	県外動員者の連絡調整	45
獣医師確保係	県外派遣防疫員、県内外獣医師の動員調整	100
宿泊・搬送係	県外動員者の宿泊先調整及び動員者の連絡バス等の調 整、集合場所における防疫従事者への配付文書の説明	113
畜産団体等調整班	関係団体との連絡調整 団体職員の動員調整、農家への情報提供	—
自衛隊連携班	自衛隊派遣要請、調整	46
資材班	資材班各係の総括	92
機材調達係	防疫機材（重機、投光器、テント、簡易トイレ等）の手配	—
資材調達係	防疫資材の手配先の調整、現地資材班との連絡調整	—
移動制限・消毒ポイン ト班	移動・搬出制限区域の設定・解除及び告示、消毒ポイン トの現地本部との連絡調整	40,49 74
埋却支援班	埋却支援班各係の総括	49,162
埋却支援係	埋却地における埋却溝の面積算定等、掘削の支援	243
用地確保支援係	埋却地選定及び確保の補助	245

団体の所掌事務

畜産協会	農家指導に関すること、動員に関すること 畜産団体等の連絡調整に関すること
JA中央会	JAグループの連絡調整に関すること 農家指導に関すること、動員に関すること
NOSAI連	NOSAI団体獣医師の確保に関すること 農家指導に関すること

### 3 口蹄疫現地対策本部

#### (1) 目的

本病の初動防疫及びまん延防止措置を円滑に行うため、口蹄疫現地対策本部（以下「現地対策本部」という。）を設置する。

#### (2) 組織

現地対策本部は、図2-1（13ページ）及び図2-2（14ページ）に示すように、発生農場を管轄する西白杵支庁、農林振興局（以下「支庁・振興局」という。）に設置し、支庁・振興局長を本部長とし、直属の現地企画班を設置する。また、家畜保健衛生所（以下「家保」という。）長を副本部長（防疫班）、農林振興局技術次長を副本部長（防疫支援班）として、現地における防疫措置の指揮・監督を行う。

なお、現地対策本部立ち上げに当たっては、必要に応じ、農政水産部農政担当次長が当該支庁・振興局に出向き、支援を行う。

また、本病が複数の市町村にまん延し、現地対策本部での対応が迅速に進まない状況下では、発生が多発している市町村役場等に発生農場の防疫措置を行う現場本部（現地対策本部分室）を設置する。

#### (3) 市町村、関係団体等との連携

迅速かつ円滑に防疫措置を実施するため、現地対策本部に発生市町村及び関係団体等に参加させる。

また、発生市町村には連絡調整のために県職員を派遣する。（相互派遣）

#### (4) テレビ会議システムの活用

県対策本部と現地対策本部及び3家畜保健衛生所（以下、家保という。）にネット回線を利用したテレビ会議システムを設置し、情報伝達の迅速化と共有に努める。



【平成22年川南町役場内に設置された現地対策本部分室】

図 2 - 1 現地対策本部の班編成

普及センターは組織上は農林振興局に含まれるが、本マニュアルでは普及センターと表記した。

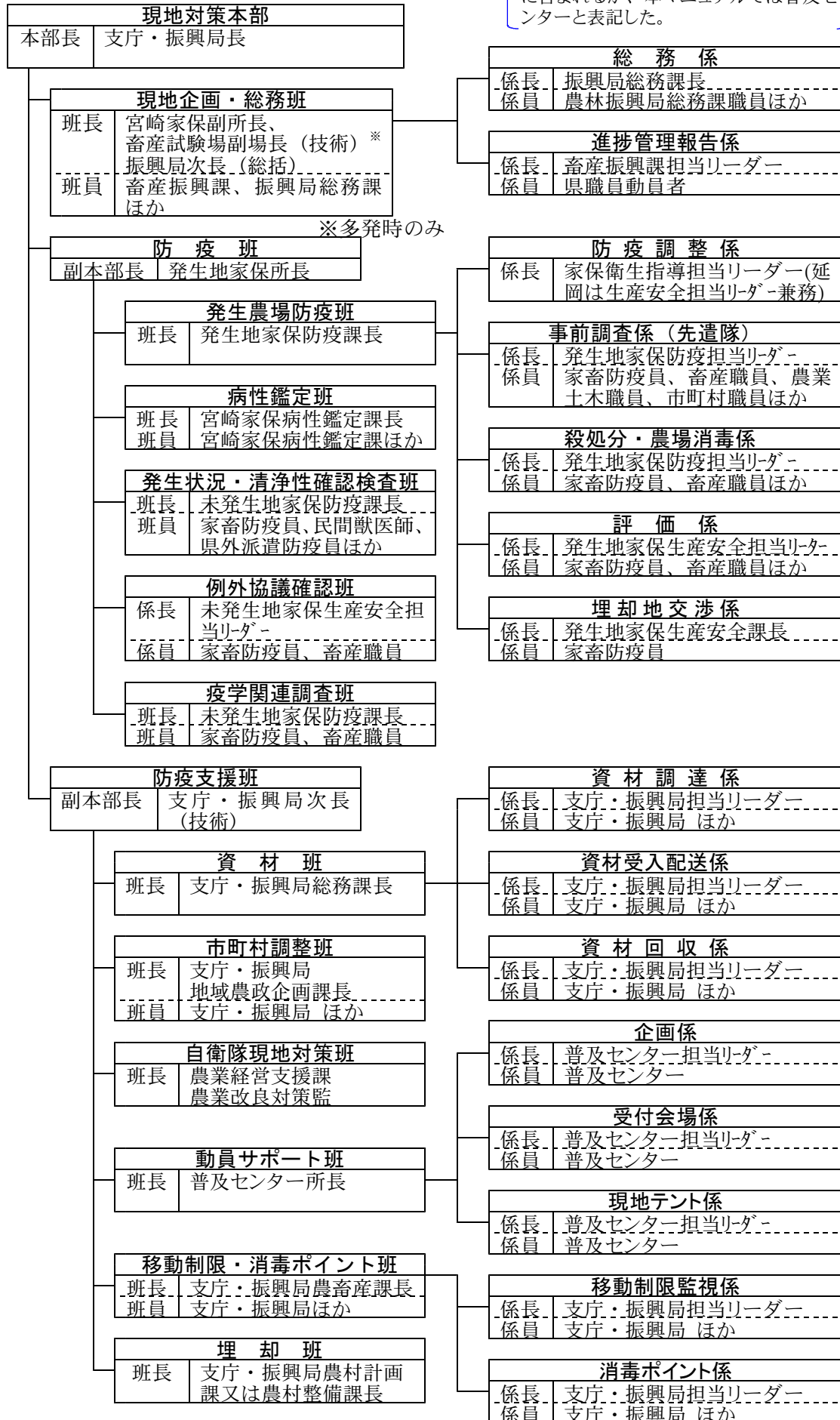
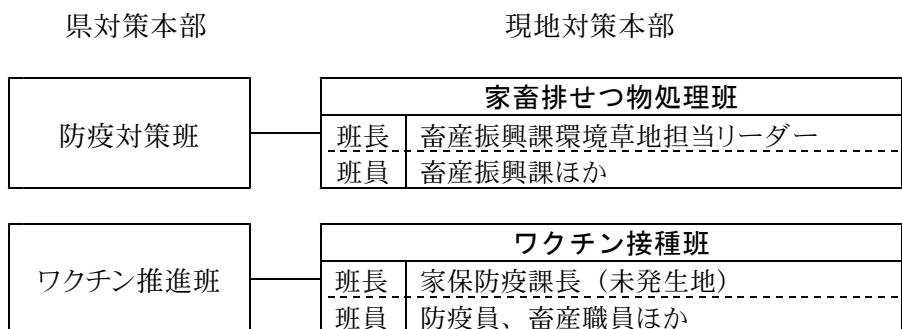


図 2 - 2 現地対策本部に設置する班



※ 多発時や発生状況などを勘案し必要に応じて、県対策本部（防疫対策班）の直轄とする「家畜排せつ物処理班」を、また「ワクチン推進班」を県対策本部に、「ワクチン接種班」を現地対策本部に設置する。

ただし、現地対策本部に情報が来ないということがないように連携を図る。

※ 現地対策本部には、多数の人が出入りするため、各班の班長や係長は、指揮命令系統が明確になるよう、色つき帽子や腕章などで区分しておく。

また、発生農場の防疫措置にあつては、現場リーダーも同様に、防護服の色を変える等の工夫により、一目でリーダーと分かるようにしておく。

（参考）

発生農場を管轄する家保だけでは、防疫作業から発生状況確認検査・清浄性確認検査、疫学調査など、すべての防疫作業班を指揮することが困難なため、それぞれの家保が役割分担して業務に当たる。以下に、発生地毎にそれぞれの家保の役割分担を示す。

現地対策本部

班編制	班 長	宮崎発生	都城発生	延岡発生
現地企画・総務班	宮崎家保副所長	宮崎家保		
防疫班	発生地家保所長	宮崎	都城	延岡
現地防疫班	発生地家保防疫課長			
防疫調整係他4係	発生地家保防疫課			
病性鑑定班	病性鑑定課長	宮崎家保		
発生状況・清浄性確認班	未発生地防疫課長	延岡	宮崎	都城
例外協議確認班	未発生地生産安全担当リーダー			
疫学関連調査班	未発生地防疫課長	都城	延岡	宮崎

県対策本部

班編制	班 長	宮崎発生	都城発生	延岡発生
疫学究明班	病態解明担当リーダー	宮崎家保		
ワクチン推進班	未発生地家保所長	延岡	宮崎	都城
ワクチン接種班	未発生地防疫課長			

※ 担当家保で人員不足する場合は、担当家保が指揮し、不足人員は全体で調整・確保する。

※ 現地対策本部の例外協議確認班、疫学関連調査班は発生場所等を勘案して、発生地周辺の農業改良普及センター、家保又は農林振興局等に編成する。

その際、必要に応じ LAN 敷設等を情報政策課へ依頼する。

表3 現地対策本部各班における所掌事務

班・係名	所掌事務	ページ
現地企画・総務班	現場における防疫方針の立案、進行管理	—
総務係	現地本部各班の連絡調整、道路使用許可等の調整	
進捗管理報告係	現場との進捗管理連絡、県対策本部への定期報告	—
防疫班	防疫各班、係の総括	—
発生農場防疫班	発生農場における防疫措置の進行管理	—
防疫調整係	農場における防疫リーダーとの連絡調整	—
事前調査（先遣）係	発生農場の防疫措置に必要な農場事前調査	119
殺処分・農場消毒係	発生農場における防疫措置	121
評価係	殺処分家畜、汚染物品の評価	145
埋却地交渉係	埋却地の選定、周辺住民・地権者への交渉	49
病性鑑定班	病性鑑定	65
疫学関連調査班	発生農場と疫学的に関連のある家畜飼養農場の抽出及び農場立入りによる確認	150
発生状況・清浄性確認検査班	発生状況確認及び移動制限区域解除のための検査計画の立案、実行	156 159
例外協議確認班	移動制限区域内で死亡した家畜や糞尿の移動等例外協議に必要な農場安全確認	89
防疫支援班	防疫支援各班、係の総括	—
資材班	防疫資材の調達、運搬、回収の進行管理	92
資材調達係	防疫資材・機材の発注と在庫管理 車両、重機、テント、トイレ、CO <sub>2</sub> ボンベ等機械の調達、運用	
資材受入配送係	防疫資材の検収と現場への配送	
資材回収係	防疫措置終了後の資材回収	
市町村調整班	市町村対策本部との連絡調整	—
自衛隊現地対策班	自衛隊との連絡調整	46
動員サポート班	動員サポート各係の総括	134
企画係	企画班の総括と連絡調整、サポ-ト班編制、動員者名簿の確認及び配付、弁当などの手配と配送、受付会場から現地テント間の送迎手配、けが急病等の報告	
受付会場係	受付会場の運営、動員者の受付、現場での作業の割り振り。けが、急病等の現地本部への連絡	
現地テント係	現地テントの運営、動員のサポート、けが急病の救急対応	
動制限・消毒ポイント班	移動の制限監視、消毒ポイントの運営	74
移動制限監視係	消毒ポイントの選定、制限区域内での家きん、物品の監視、移動制限動員者への監視内容の周知等	
消毒ポイント係	消毒ポイントの設置、回収及び撤去、消毒ポイントの運営	
埋却班	殺処分家畜・汚染物品の埋却	162
家畜排せつ物処理班	家畜排せつ物の処理作業（ウイルス不活化）	181
ワクチン接種班	ワクチン接種・予防的殺処分の企画立案、進捗管理	188

### 第3章 発生前の防疫対策（「水際対策」、「畜産農家や関係者の防疫対策」、「早期発見・早期通報」）

---

#### ■1 事前の防疫体制

##### 1 県の対応

本病ウイルスは発生国から人あるいは物品を介して侵入する可能性が高いと言われており、国の輸入検疫強化による、いわゆる水際対策が最も重要である。しかし、東アジアの発生状況をみると、本病ウイルスの侵入を輸入検疫強化だけで防止することは難しくなっている。このため、県は、一般県民を含めて、水際防疫に対する理解と協力、本病の発生防止に関する知識の普及・啓発、さらに、農場における「飼養衛生管理基準」の遵守指導を行い、口蹄疫の発生防止に努めるものとする。

##### (1) 水際・公共施設等の消毒体制

本県と航空直行便があるアジア諸国及び九州以外の国内発生時は、空港・港、ホテル、ゴルフ場等での靴底消毒を依頼し、侵入防止に努める。

また、外国人技能研修生、留学生等を受け入れている窓口となる団体、受入先の農場、大学等に、衛生管理基準の遵守について、十分周知し、必要に応じて指導する。

九州での発生時には、これ加えて、発生状況に応じ県境に車両消毒ポイント（以下「消毒ポイント」という。）を設置する。また、主要駅、公共施設、大型商業施設、銀行・日本郵便(株)に靴底消毒マットの設置を依頼するとともに、宅配便や郵便配達等にも原則、農場内に立ち入らず、居住区での受け渡しを依頼する。

県内で発生した場合は、適宜消毒ポイントを設けるとともに、不特定多数の出入りのある施設においても靴底消毒マット設置の徹底を依頼する。

なお、警戒レベルに応じた消毒体制は表4（20ページ）のとおりとする。

##### (2) 海外等での発生情報の周知

海外における口蹄疫の発生情報については、動物衛生課から発出された文書を、家畜防疫対策課から、各市町村、関係団体等へファクシミリ等により迅速に伝達するとともに、県内の農家等に対して、家畜伝染病発生情報連絡システム（防災・防犯情報メールサービス）への加入を積極的に推進し、国内外における家畜伝染病の発生情報の発信を行う。

情報が県内農家の隅々までどのように周知されたかについて、家畜防疫対策課は適宜伝達方法について「農家への情報伝達に係る調査票」（様式1 197ページ）に基づき調査する。このため、市町村や関係団体にあっては、効率的に各農家まで周知できるよう普段から伝達の方法（ファクシミリ、電子メール、郵送、生産部会経由など）を整理しておくこととする。

##### (3) 農家指導、研修会の開催

畜産農家の飼養衛生管理基準の遵守状況について、家保は、支庁・振興局（旧農業改良普及センター（以下「普及センター」という。）を含む）など県の出先機関、市町村、NOSAI、

JA等の協力を得ながら、原則年1回農家巡回を行い、その把握に努める。なお、管理基準が遵守されていない農場については、指導、勧告、命令等を前提とした家保の立入指導を行う。

また、口蹄疫など海外悪性伝染病に関する研修会を、JAの各部会勉強会などを通じて、全ての畜産農家を対象に定期的実施する。

#### (4) 早期発見・早期通報体制及び病性鑑定のある方

ア 県は農家に対して、日頃から本病の特性や侵入の危険性について周知するとともに、毎日、家畜の健康状態を観察し、早期発見に努めるよう指導する。また、家畜伝染病予防法第13条の2に規定する農林水産大臣が指定する症状若しくは本病を疑う症状(以下「本病を疑う症例」という。)があった場合は、速やかにかかりつけの獣医師又は最寄りの家保に通報するよう周知する。

イ 獣医師に対しては、自衛防疫指定獣医師研修会等を通じ、定期的に研修会を開催するとともに、日頃の診療時に異常家畜が発見できるように、本病の症状を周知する。(平成23年には口蹄疫の症例集「2010年に宮崎県で発生した口蹄疫の症状」を配付した。)

また、本病を疑う症例が認められた場合は、速やかに家保に通報するよう義務付ける。

ウ 獣医師あるいは農家等から本病を疑う症例の通報があった場合の病性鑑定は、原則現地家保3名で行い、明らかに口蹄疫の症状ではないと否定できるものを除いて、検査材料を海外病研究拠点に送付することとするが、送付に先立ち、異常家畜の症状等に関する報告(巻末防疫指針61ページ別記様式2)と、症状の写真を動物衛生課に送信し検体を送付すべきかの判断を仰ぐ。

このため、病性鑑定を行う家保職員は、病変部や好発部位等を的確かつ明瞭に撮影できるよう実地演習等により技術向上に努める。

#### (5) 関係機関・団体等との連携

発生及びまん延防止対策を迅速かつ適確に行うため、国、宮崎大学及び県庁各部署、県警察本部、市町村、県獣医師会、農業団体等の関係機関・団体は、日頃から情報の共有に努めるとともに、発生時の防疫措置の内容や実施時期、役割分担等を確認する。また、県は発生防止及び発生時の対応において、全面的な支援体制を構築するため、関係団体・業界等と防疫協定を締結し、協定に基づいた協力が得られるよう日頃から連携を密にしておく。

## 2 市町村の対応

市町村は、発生防止のため県が行う水際対策や農家への情報伝達、研修会開催、さらに、畜産農家が遵守すべき「飼養衛生管理基準」に基づく立入指導等についても協力する。

## 3 農家の対応

家畜の飼養者は本病の侵入を防止するため、「飼養衛生管理基準」に基づき、農場出入



り口での消毒を徹底するとともに、平時から農場に出入りのあった人・物品等に関する記録の保管、農林水産省や県のホームページ等に掲載される疾病発生情報の収集など、日頃から危機意識を持って侵入防止に努める。

飼養衛生管理基準（家畜伝染病予防法施行規則第21条において規定）は、平成23年10月1日に改正され、従来の10項目から、畜種別に、牛、水牛、鹿、めん羊、山羊では、22項目、豚、いのししでは24項目、鶏その他家きんで25項目、更に馬についても16項目が規定された。

主な内容を以下に示す。

- 1 **衛生管理区域の設定**：農場を徹底した衛生管理が必要な区域とその他の区域に区分すること。
- 2 **衛生管理区域への病原体の持ち込み防止**：衛生管理区域へは不要不急な者の立入を制限するとともに、入場車両や入場者に対して消毒をさせること。この場合、豚では衛生管理区域専用の衣服及び靴を設置すること。また、他の畜産施設等で使用した物品等を持ち込む際には、洗浄又は消毒を行うこと。
- 3 **衛生管理区域の衛生状態の確保**：畜舎など衛生管理区域内にある施設、器具の清掃又は消毒を定期的に行うとともに、注射針、人工授精用器具その他体液が付着する物品を使用する際は、一頭ごとに交換又は消毒すること。また、家畜の健康に悪影響を及ぼすような過密な状態で家畜を飼養しないこと。
- 4 **家畜の健康状態と異状が確認された場合の対処**：毎日の健康観察を行うとともに、農林水産大臣が指定する特定症状を呈していることを発見した場合は直ちに家畜保健衛生所に通報すること。また、その際、農場から家畜及びその死体、畜産物、排せつ物の出荷及び移動を行わないこと。
- 5 **埋却等の準備**：埋却の用に供する土地の確保を講じること。
- 6 **感染ルート等の早期特定のための記録の作成及び保管**：衛生管理区域に立ち入った者の氏名、住所又は所属、立入年月日及び立入目的、導入家畜の種類、頭数、導入元農場の名称及び導入年月日、出荷又は移動を行った家畜の種類、頭数、出荷又は移動先及び年月日等について記録を作成し、少なくとも1年間保存すること。
- 7 **大規模所有者に対する追加措置**：家畜保健衛生所と緊密に連絡を行う担当獣医師の配置と、従業員が特定症状を発見した場合の家畜保健衛生所への通報ルールを作成し全従業員に周知すること。



【踏み込み消毒槽】



【車両消毒装置】

なお、以下に平成 23 年 4 月 4 日付けで交付された「家畜伝染病予防法の一部を改正する法律」の一部を抜粋記載する。

改正に当たっては、防疫の観点から畜産農家が負うべき義務として、これまで以上に厳しい遵守事項が定められた。

#### (飼養衛生管理基準)

第12条の3 農林水産大臣は、政令で定める家畜について、その飼養規模の区分に応じ、農林水産省令で、当該家畜の飼養に係る衛生管理（(中略)土地の確保その他の措置を含む）の方法に関し家畜の所有者が遵守すべき基準（以下「飼養衛生管理基準」という。）を定めなければならない。

2 飼養衛生管理基準が定められた家畜の所有者は、当該飼養衛生管理基準に定めるところにより、当該家畜の飼養に係る衛生管理を行わなければならない。

#### (定期の報告)

第24条の4 飼養衛生管理基準が定められた家畜の所有者は、毎年、農林水産省令の定めるところにより、その飼養している当該家畜の頭羽数及び当該家畜の飼養にかかる衛生管理の状況に関し、農林水産省令で定める事項を当該家畜の所在地を管轄する都道府県知事に報告しなければならない。

#### (予防のための自主的措置)

第62条の2 家畜の所有者は、その飼養している家畜につき家畜の伝染性疾病の発生を予防し、当該家畜に起因する家畜の伝染性疾病のまん延を防止することについて重要な責任を有していることを自覚し、家畜の伝染性疾病の予防のために必要な消毒その他の措置を適切に実施するように努めなければならない。

#### (農林水産大臣の指定する症状を呈している家畜の届出義務)

第13条の2 家畜が農林水産大臣が家畜の種類ごとに指定する症状を呈していることを発見したときは、(中略) その所有者は、農林水産省令で定める手続きに従い、遅滞なく、当該家畜又はその死体の所有地を管轄する都道府県知事にその旨を届け出なければならない。

#### (手当金)

第58条 国は、次に掲げる動物又は物品の所有者（中略）に対し、それぞれ当該各号に定める額（中略）を手当金として交付する。ただし、家畜の伝染性疾病の発生を予防し、又はまん延を防止するために必要な措置を講じなかった者その他の農林水産省令で定める者に対しては、農林水産省令の定めるところにより、この項本文の規定により交付すべき手当金の全部若しくは一部を交付せず、又はこの項本文の規定により交付した手当金の全部若しくは一部を返還させるものとする。

表4 畜産関連施設以外の水際消毒体制

フェーズ 施設	I 通常時	II 海外発生時	III 国内発生時	IV 九州発生時	V 県内発生時	
県庁内	本館、1号館で「防疫強化月間」に消毒マット設置	本館、1号館、8号館に消毒マット設置	本庁舎全ての出入口に消毒マット設置	左記に加え、発生状況に応じて、外来駐車場と正門に車両消毒マット設置	国内発生時の対応に加え、外来駐車場と正門に車両消毒マット設置	
市町村庁舎	—	庁舎入口に消毒マット設置				
空港	国が国際線に消毒マット設置（ゴルフシューズ含む）	国の国際線消毒マットに加え、別途全ての搭乗通路に消毒マット設置	左記に加え空港ビル出入口に消毒マットを設置	左記に加え、隣接県又は本県発生時に車両消毒マット設置		
主要港	外航船舶の乗員乗客対象に下船時靴底消毒の実施	外航船舶関係者全員の靴底消毒、外航船舶着岸埠頭に出入りする車両の消毒、カーフェリ乗員乗客の下船時靴消毒	左記に加え、内航船舶着岸埠頭でも国内航路がある地方での発生時に出入り車両消毒		左記に加え、内航船舶着岸埠頭でも出入り車両の消毒	
ホテル	—	消毒マット設置				
ゴルフ場	—	消毒マット設置（ゴルフシューズ消毒含む）				
鉄 道	—	—			主要駅に靴底消毒マット設置	
幹線道路	—	—			発生状況に応じて、県境に車両消毒ポイント設置	移動及び搬出制限境界付近並びに主要箇所車両消毒ポイント設置
公共施設	—	—			発生状況に応じて、消毒マットを設置	消毒マット設置
大型商業施設、銀行、日本郵便(株)	—	—			発生状況に応じて、消毒マットを設置	消毒マット設置
その他不特定多数が集まる所	—	—			—	消毒マット設置

※ 海外とは、本県と航空直行便があるアジア諸国を示す。  
 主要港における地方とは8地方区分における都道府県を示す。  
 県の施設及び幹線道路の消毒ポイントは県が設置し、空港、主要港、ホテル、ゴルフ場などその他の施設は、消毒マット等の設置を依頼する。  
 県の出先庁舎（西臼杵支庁、支庁・振興局、農業改良普及センター）は、1号館の対応に準ずる。  
 宅配、郵便配達は原則、農場の衛生管理区域に立ち入らず、居住区での受け渡しとする。

#### 4 その他畜産関係車両、レンタル業者の対応

農場へ出入りする車両は、農場の衛生管理区域入口で動噴等で念入りに消毒を行い、（小規模農場では衛生管理区域出入り口に車両消毒のための動噴が設置されていない場合もあるため、手押し式の消毒薬噴霧器等を車載することを心がける。）農場毎に専用の作業着、長靴を着用して作業にあたる。作業後は、車両、使用した器具機材、長靴、運転席及び手指の消毒を行う。

また、レンタル業者にあつては、死亡畜の受け取り場所を可能な限り農場の衛生管理区域外とし、車両を農場内に入れないようにする。さらに、死亡畜を積み込んだ後は、当該場所を入念に消毒する。

なお、それぞれの業者毎に会社独自のマニュアルを作成し、発生及びまん延防止に資すること。

### ■2 段階(フェーズ)毎での防疫対応

口蹄疫の海外あるいは国内の発生状況に応じて、以下のフェーズにより口蹄疫ウイルスの侵入防止に努める。

#### (1)フェーズⅠ：韓国や台湾などの近隣諸国で発生がない状況（通常時）

ア 家畜の所有者が飼養衛生管理基準を遵守するよう県、市町村、関係機関・団体が一体となって農家の啓発指導を行う。

イ 定期的に研修会を開催するなどして、市町村やJAのほか、飼料運搬関係者やレンタル業者も含めた畜産関係者に口蹄疫発生防止のための啓発指導を行う。

#### (2)フェーズⅡ：韓国や台湾などの近隣諸国で発生している状況（海外発生時）

ア 近隣諸国での発生状況を素早く的確に県内全ての農家へ情報発信する。

イ 県域及び地域の防疫会議や研修会を開催し、農家に対して畜舎消毒や関係者以外の農場の衛生管理区域への立ち入り制限など防疫の徹底を指導する。

#### (3)フェーズⅢ：国内で発生している状況（国内発生時）

ア 県は正確な情報を素早く県内全ての市町村、関係機関・団体、畜産農家に情報伝達を行うとともに、下記事項について厳重な防疫体制を徹底させる。

イ 家畜防疫員が必要に応じて農家の立ち入り指導を行う。

ウ 防疫資材の確認と必要な資材の確保に努める。

エ 防疫協定締結団体と重機手配等の所要の連絡調整を行う。

オ 畜産農家は、衛生管理区域出入り口で全ての車両消毒を徹底し、厳重な防疫体制を図る。

#### (4)フェーズⅣ：本県を除く九州内のいずれかの県で発生している状況（九州発生時）

上記アからオに加え、

ア 隣県での発生時やその他発生状況に応じて県境沿いに消毒ポイントを設置する。

イ 畜産農家は発生県への不必要な外出をできるだけ控える。

#### (5)フェーズⅤ：本県で発生している状況（県内発生時）

本県での発生時には、迅速な防疫措置とまん延防止を本マニュアルに基づき実施する。

### ■3 「迅速で徹底した防疫措置」を行うための事前の準備

#### 1 防疫措置における関係機関の役割分担

本病発生時において、県は畜産農家にかわり、発生農場における飼養家畜の殺処分や汚染物品の埋却、農場消毒を実施するとともに、移動制限区域の設定や消毒ポイントの設置等の防疫措置を行う。

また、市町村は、現地対策本部と連携し、県が行う防疫措置への支援と地域住民対策を、さらに農協等の関係団体は、県及び現地対策本部と連携し、防疫措置への支援を行う。

なお、具体的な役割分担については、次のとおりとする。

#### 2 県の役割

##### (1) 防疫従事者の確保

###### ① 獣医師

防疫指針に基づく24時間以内の殺処分を円滑に進めるために、県は、県獣医師会や農業共済組合連合会との防疫協定に基づき、初動における獣医師の確保に努めるとともに、毎年協定に基づく派遣内容や協力体制について確認する。

また、国から派遣される獣医師を含む緊急支援チームと連携について確認する。

###### ② 現場リーダー

現場リーダーは、家畜防疫員の他、県の出先機関（支庁・振興局、畜産試験場）に所属する畜産職から動員する。

また、現場リーダーは、発生農場への事前調査係（以下「先遣隊」という。）の役割を担うとともに、実際の防疫作業時には、現場を指揮し、動員者への作業内容の説明や作業の進捗状況の把握に努めなければならない。このため、動員者と一緒に作業を行うのではなく、広く現場を見渡し、万一動員者が負傷した場合にも迅速な対応が取れるよう心掛ける。

さらに、農場内作業では重機類が重要な役割を担うことから、重機や車両の扱いについて一定の知識を得ている畜産試験場や農業大学校等の経験者をリストアップしておくことや現場リーダー及び先遣隊に必要な技能（発生農場における殺処分に必要な重機の種類と台数、動員者数の把握、殺処分動線、埋却溝の大きさなどの算定等）を実地研修することで、現場リーダーの育成に努めることも重要である。

なお、多発期において、現場リーダーに不足が生じた場合には、国、都道府県、市町村、さらに関係団体等にも技術職員を現場リーダーとして派遣要請する。

###### ③ 保定員

家畜の扱いに慣れた県職員（畜産職）や経済連畜産部等から動員する。動員に際しては、牛、豚どちらの家畜の扱いに慣れているかを確認して派遣要請する。また、国からも保定員を含む緊急支援チームが派遣される。

なお、多発期において保定員に不足が生じた場合には、防疫措置終了後一定期間（2週間）経過した発生農場主あるいは従業員についても、保定員として応援を要請する。

##### (2) 防疫資材の確保、備蓄及び担当者

###### ① 防疫資材の確保、備蓄

各家保は、日頃から一定の飼養規模（牛100頭、豚2,000頭程度）での発生を想定し、迅速な防疫作業に対応できるよう必要な資材を備蓄するとともに、防疫資材在庫管理一覧表（表5 24ページ）を作成し、在庫管理を行う。その際、使用期限のある資材については、使用期限毎に管理し、定期的に更新できる体制を整えておく。

また、想定規模を超える発生によって資材が不足する場合や備蓄には不向きな資材を速やかに確保するため、防疫資材緊急調達先一覧表（表6 25ページ）を作成するとともに、定期的に取扱業者及び担当者の緊急連絡先（携帯番号）の更新を行っておく。

なお、消毒薬など発生後に注文が殺到し、調達が困難となることが予想される資材（長期保管が可能なものに限る）については、用途、使用期限等を考慮し、随時備蓄に努めるとともに、国の備蓄資材や緊急時の抛出台制等について、国と情報を共有しておく。

また、備蓄する防疫資材等の定期確認時や、数量の増減、種類の追加、更新等があった場合には、管理状況一覧表を送信するなどして家畜防疫対策課へ随時報告する。

市町村、関係団体、農家、関係業者に対しては、消毒薬等の資材の備蓄に対し助言、指導を行う。

家畜防疫対策課は、家保が行う資材等の確保、備蓄に必要な予算措置を講じ、使用期限のある資材等の更新に努めるとともに、取扱業者と連携し、緊急時の優先供給等に関する調整に努める。

## ② 担当者

平時における各家保の資材担当者は、生産安全課長の下、正副2名を配置し、資材等の管理を担う。

資材担当者は、初発時に備蓄資材を発生農場や現地対策本部等の資材集積拠点へ迅速に供給するため、県対策本部と連携して調達、配送準備、運搬車両の手配を行う。なお、資材班に係る業務全般（総括、調達・受入、配送、回収等）を家保から現地対策本部へ速やかに移行する。

## (3) 重機の確保

### ① 発生農場内で使用する重機等は、発生管内の建設業協会及び建設業者（以下「建設業者等」）との防疫協定に基づき確保する。

※重機：バックホウ、ダンプトラック、タイヤショベル、トレーラー、台車、フォークリフト、特装車、ユニック車

機材：バルーンライト、鉄板

労務費：世話役、特殊運転手、一般運転手、普通作業員の4種

### ② 現地対策本部は市町村と連携し、建設業者等に重機等の手配を行う。（搬入場所、日時、台数）

## (4) 防疫フェンスの設置

### ① 発生管内の建設業者等と防疫フェンスの業務委託単価契約を結ぶ。

### ② 現地対策本部から建設業者等に防疫フェンス設置の依頼を行う。（設置場所、日時、数量）

表5 防疫資材在庫管理一覧表（様式）

個人防護具

防護服 (L)	
防護服 (LL)	
防護服 (XXL)	
長靴 (26 cm)	
長靴 (27 cm)	
長靴 (28 cm)	
ディスポ帽子	
ゴーグル	
マスク	
ゴム手袋 (薄、青)	
ゴム手袋 (厚、緑)	
軍手	
サンダル	
Tシャツ (L, XL)	/
パンツ (L, XL)	/
くつ下	
カップ	
布テープ	
ラッカースプレー (赤)	
黒マジックペン	
曇り止め	
カッター	
耐水紙	

殺処分関係

炭酸ガスボンベ	
スノーホーン	
農業用ビニール (CO <sub>2</sub> 殺処分用)	
キャリー	
レンチ、バルブ	
脚立 (ガス殺用)	
電殺機 (耐電装備、金ブラシ)	
発電機 (コードリール)	
牛用麻酔 (キシラジン製剤)	
豚用麻酔 (メシル酸マプロラジン製剤)	
注射針 (18G, 21G) (ベニューラ、長針)	/
シリンジ (10~30ml) マイエル	/
パコマ (1, 18L)	/
保定用ロープ (8~12 mm)	/
保定用頭絡 (オモテ)	
豚保定用器具 (ワイヤー)	
コンパネ、垂木、くぎ	
ラッカースプレー (白又は赤)	
農業用ビニール	
ブルーシート	
フレコンバック	
ロープ (8~12 mm)	

設営、衛生関係

ブルーシート (防疫フェンス用)	
寒冷紗 (防疫フェンス用)	
手指消毒 (ビルコン)	
ハンドスプレー	
紙コップ	
キッチンタオル	
水タンク	
踏み込み消毒槽	
うがい薬 (箱)	
バケツ (10~15L)	
ハンドソープ	
トイレトペーパー	
ウェットティッシュ	
フレコンバック (0.5, 1t)	/
ビニール袋	

清掃関係

一輪車	
角スコップ	
前かき	
竹ぼうき	

埋却関係

ブルーシート (埋却地用)	
ロープ (6~8 mm)	
ロープ (8~12 mm)	
ハンマー	
木杭 (埋却4×50m、60本)	
カッター	
ヘルメット	
寒冷紗 (埋却地防疫フェンス用)	
結束バンド	

動力噴霧機及び燃料

動力噴霧機	
水タンク (200~500L)	/
ガソリン缶 (携行缶5~20L)	/
軽油缶 (携行缶20L)	
取水用ホース (50m)	

消毒薬

クレンテ (1~50kg)	/
ビルコンS (5~10kg)	/
グルターZ (5 L)	
炭酸ソーダ (25kg)	
消石灰 (20kg)	

表6 防疫資材緊急調達先一覧表（様式）

	業者名	担当	電話番号	緊急連絡先（携帯）	ファックス	取扱物品名	備考
個人防護具、動薬、検査器具							
1						動薬、検査機器、検査消耗品	消毒薬取扱い
2						〃	
3						ゴーグル、防護衣、作業着等	
4							
消毒薬、石灰、動力噴霧機							
1						石灰、炭酸ソーダ	
2						〃	
3						動力噴霧機、発電機	
4						〃	
日用品、生活雑貨（ホームセンター等）							
1						工具、土木資材、雑貨	
2						日用品、雑貨、土木機器等	
3						〃	
4						農業用ビニール	
炭酸ガス							
1						炭酸ガス、気化器等	
2						〃	
運搬業者							
1						2t、4t、軽トラ	終日チャーター
2							
3							
4							
仮設テント、レンタカー							
1						テント、仮設トイレ、投光器	防疫フェンス設置
2						トラック、機器等リース	
3						レンタカー	
4							
埋却重機、家畜搬出（産廃業者、建設業者）							
1						市町村建設協会	
2						特装（深ダンプ）	
3							
4							



#### (5) 埋却候補地の選定

本病発生時の埋却地の確保は、原則として畜産農家の責務であるが、畜産農家での対応が困難な場合は、県は市町村や国など関係機関等の協力を得て、埋却地の確保に努める。

このため、平時から、農家巡回等により、農場周辺で埋却地に適した自己所有地の有無を確認するほか、公有地等の活用も含め、埋却地の選定を行っておくことが重要である。また、一定エリア内での同時多発に備え、公有地等を活用した共同埋却地の確保に努める必要がある。

なお、選定に当たっては、県は市町村と連携しながら推進し、農家の自己所有地以外を選定する場合には、畜産農家自らも積極的に、行政と一体となって、地権者等の理解を得る必要がある。

さらに埋却以外の焼却やレンダリング処理等についても検討しておく。

#### 【埋却候補地の選定条件】

- ① 農場敷地内及び農場近辺を原則とすること
- ② 人家、飲料水、河川及び道路に近接しないこと
- ③ 水源等がないこと
- ④ 最低3m程度の深さの掘削が可能であること
- ⑤ 埋却後3年間は掘削しないこと
- ⑥ 機械、資材の搬入が容易であること
- ⑦ 周辺住民及び地権者の理解と協力が得られること

#### (6) 消毒ポイント候補地の選定

支庁農政水産課・各農林振興局農畜産課は、平時から、移動規制及び消毒ポイントについて、道路管理者等の関係機関と協議の上、候補地を選定しリストを作成するとともに、その候補地を家畜防疫情報システム（以下「防疫マップ」という。）へ登録するとともに、管内地図へプロットし、あわせてゼンリン地図等の詳細地図を準備しておく。

また、候補地については、可能な限り、事前に土地使用に関する協定書等を交わすなど緊急時において即座に消毒ポイントとして利用可能な状態で準備する。なお、候補地については、後述する「消毒ポイントの考え方」（77 ページ）に基づき選定を行うものとする。

#### (7) 防疫マップの更新

本病発生時のまん延防止と迅速な防疫活動及びその被害を最小限に抑えるために、県内全農場の所在場所、飼養形態・規模等を常に把握しておく必要がある。このため、平時からこれらの情報を防疫マップに保管し、新たな情報の入力など定期的にデータの更新を図る。

この際、家保は、市町村と連携し、種々の農家調査等を利用して、データ更新を行う。更新したデータは、県内すべての防疫マップのデータを更新する必要があるため、宮崎県土地改良事業団体連合会（水土里ネット宮崎）へ報告する。

#### (8) 発生市町村への連絡調整員の派遣

市町村との連携を強化するために、県対策本部は、直ちに県職員を連絡調整員として発生市町村へ派遣する。

### 3 市町村の役割

市町村は、本病発生時に、県と連携して以下の役割を担うため、平時からその体制を整えておく。

- ① 発生農家に対して、殺処分家畜及び家畜排せつ物、汚染物品等の焼・埋却方法の選択の助言、指導
- ② 農場周辺の通行遮断の実施
- ③ 焼・埋却地の選定に対する農家への指導・助言、市町村有地のリストアップ
- ④ 埋却の場合、掘削のための重機やオペレーター等の手配と埋却溝の掘削、埋却地における防疫フェンス設置の業者委託
- ⑤ 防疫従事者等の飲料水、食料（弁当）等の手配に係る支援
- ⑥ 清浄性確認検査等、種々の検査時の畜産農家への案内（同行）、車両の確保
- ⑦ 自主消毒ポイントの設置、給水等に係る消毒ポイント運営支援
- ⑧ 散水車での道路消毒
- ⑨ 上記を行うための人員の確保
- ⑩ 地域住民に対する本病の発生の周知及び防疫活動に対する協力要請等
- ⑪ 必要に応じ、県現場対策本部の場所提供
- ⑫ 県現地対策本部へ連絡調整員の派遣（相互派遣）
- ⑬ 現場リーダーへの協力

### 4 関係団体の役割

畜産関係団体は、市町村の役割を補佐することとし、具体的には下記のような作業を受け持つ。

- ① 団体関係者への本病の発生の周知及び防疫活動に対する協力要請、まん延防止対策の実施
- ② 県及び市町村が実施する防疫措置への支援及び人員の確保
- ③ 県現地対策本部へ連絡調整員の派遣

### 5 隣県との情報の共有

県境を越えた迅速かつ的確な防疫対策を実施するためには、隣県との情報の共有が非常に重要である。九州、沖縄、山口9県は、「家畜防疫対策連携に関する申合せ」（250ページ）以下「防疫連携申合せ」という。）を締結しており、この防疫連携申合せに基づき以下の情報を九州、沖縄、山口各県（以下「防疫連携県」という。）に提供する。

#### (1) 情報提供のタイミング

原則として、海外病研究拠点に病性鑑定を依頼したら、直ちに防疫連携県家畜衛生担当者に情報提供を行うとともに、病性鑑定の結果判明後も直ちに情報を伝える。

#### (2) 情報提供の内容

症状、死亡頭数、発生疑い農場の概要（住所、家畜の種類、飼養形態）、病性鑑定結果判明予定時間

#### (3) 情報提供の方法

勤務時間内は、各県家畜衛生主任者にメール若しくはファクシミリで、勤務時間外は携帯電話等へ連絡する。

#### (4) その他

県対策本部は、隣県で口蹄疫が発生した場合、発生県から本県に進入する車両の消毒を行うため、必要に応じて、県境付近に消毒ポイントの設置を検討する。

この際、関係市町村の協力も得ながら、必要に応じて道路の封鎖や通行規制を行うことにより、通行者の協力のもと、消毒ポイントへの誘導を行う。

また、県境を接した市町村で、防疫協定を締結している市町村は協定に基づき、その他の市町村は、機能的に行えるよう情報の共有を図る。

### 6 防疫演習等の実施

平時から、発生時の対応等を関係機関等を交えて机上で訓練しておくことは、非常に重要であり、国が定期的に主催する全国一斉机上演習を実施することで防疫措置の検証を行う。

また、県独自で、毎年テーマを設け、農場の規模別、単発から散発発生ステージ別、農家密度の大小による演習等を企画し、継続して防疫演習を実施する。

#### (1) 国が全国一斉に行う机上演習

動物衛生課が発生農場を想定し、全国一斉に実施するもので、家畜防疫対策課が中心となり、県関係機関、市町村、団体等と連携し、実践に即した防疫演習を実施する。具体的には、制限区域を設定し、制限区域内農場数の確定や、防疫措置に従事する人員、資材、機材の必要数算定とその確保状況を確認する。

なお、防疫演習の成果等については、動物衛生課が検証する。

#### (2) 県が行う防疫演習

本病発生時に円滑な防疫措置が実施できるよう県、市町村、関係機関、JA等と連携し、実施時期を定めて毎年、病性鑑定、事前対応、確定後の防疫措置について実動を交えながら実施する。

演習の内容は、通報から2時間以内に家畜防疫員が農場立入を実施し、写真判定により、24時間以内に殺処分することを想定して、以下の対応を行う。

- ① 埋却地等の選定を防疫マップ、ゼンリン地図等を活用して行う。
- ② 制限区域の設定及び消毒ポイント設置場所の検討と必要人員の算出を行う。
- ③ 発生農場の殺処分、防疫措置に必要な人員、機材等を算出する。
- ④ 埋却地が登録されている農場については、その場所への移動経路、幅員等を再確認し、埋却機材等の確認を行う。
- ⑤ 埋却地が確保されていない農場については公有地等の活用を検討する。
- ⑥ 移動制限区域内農場に対する患畜・疑似患畜確認農場の詳細な所在地の情報伝達手段を検証する。
- ⑦ 発生状況確認検査等に係る検査体制の確認を行う。
- ⑧ 各家保の備蓄資材の確認と不足資機材等の発注先、担当者の確認を行う。
- ⑨ 資機材について、事前に把握している購入先、借入先により、資機材の確保を検証する。
- ⑩ その他、県対策本部及び現地対策本部内の各班の業務について、それぞれ担当班毎に作業の確認を行う。

## 第4章 防疫措置

### ■1 届出から防疫措置終了までのタイムテーブル(疑い症例で検査材料送付の場合)

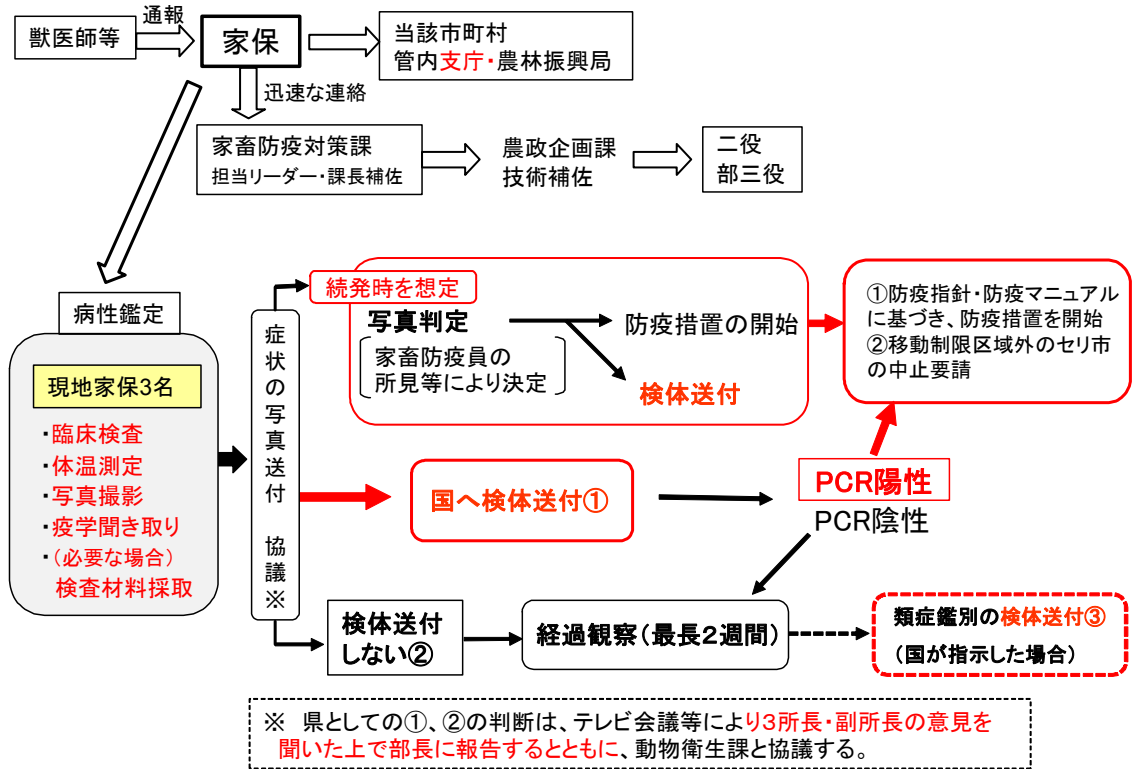
	家畜防疫対策課等	現 地 家 保	支庁・振興局	市 町 村
1日目 10:00		異常家畜の通報（症状や発生状況等を十分に聞き取り病性鑑定の有無を判断） ①病性鑑定班の編成（現地家保3名） ②病性鑑定資材の準備 農場へ出発		
11:00	①農政企画課課長補佐へ連絡 ②農政企画課から部三役、二役へ報告 指針別記様式1を受理、動物衛生課へ送信	①防疫指導担当リーダーまたは家畜防疫対策課長補佐へ通報（指針別記様式1を作成し家畜防疫対策課へ送信） ②当該市町村及び管内支庁・振興局へ連絡	家保から情報受理	家保から情報受理
11:30		農場到着、病性鑑定の実施 ①症状の撮影及び指針別記様式2の作成 ②家保所長へ状況報告 ③写真及び指針別記様式2を家保及び家畜防疫対策課へ送信 ④3家保所長と家畜防疫対策課の協議 ⑤検査材料採取（スワブ、血液等） ⑥宮崎家保へ検体搬送		
	①動物衛生課及び海外病研究拠点へデータ送信 ②発生状況と病変写真等について、3家保所長と協議 ③動物衛生課と協議 ④協議結果を部三役に報告			
14:00	口 蹄 疫 の 疑 い で 検 体 送 付 決 定			
	①二役・議会・関係部局への連絡 ②県警との調整 ③東京事務所に検体搬送の対応を手配 ④管轄外の支庁・振興局、家保、県域関係団体への連絡 ⑤防疫連携県への連絡	①管内市町村・関係団体への連絡 ②緊急連絡会議（家保、支庁・振興局、当該市町村） ③通行遮断 ④当該農場（人・家畜）の隔離と消毒 ⑤農場の事前調査（先遣隊） ⑥備蓄防疫資材の確認	①緊急連絡会議への参加	①緊急連絡会議への参加
	県対策本部の設置及び対策本部会議の準備	現地対策本部設置及び対策本部会議の準備		
	①制限区域の設定、動員・資材の準備 ②県内で開催中の畜産関係行事の自粛要請（セリ市、子牛検査、品評会、共進	当該市町村との防疫対策打合せ会議 ①制限区域の設定、動員・資材の準備 ②消毒ポイント設置場所の検討		②通行遮断場所の設定 ③埋却場所の選定 ④動員者のリストアッ

	会等) ③ NOSAI 連、獣医師会へ初動殺処分 の獣医師手配依頼 ④ 移動制限に入る予定の偶蹄類飼 養者へ移動制限通知の準備と 3km 内の偶蹄類飼養者へ移動自粛要請 を家保を通じて指示 ⑤ プレスリリース	③ 移動制限区域に入る予定の偶蹄 類飼養者への移動制限通知の準備 と 3km 内の偶蹄類飼養者への移 動自粛要請等を市町村に依頼		プ ⑤ 重機の手配準備 ⑥ 3km 内の偶蹄類飼養者への移 動自粛要請 ⑦ 移動制限区域に入る予定の偶 蹄類飼養者への移動制限通知の 準備
15:30		病性鑑定課 宮崎空港(国内貨物運送場)へ出 発	防疫課 疫学調査の実施	
16:00		宮崎空港(国内貨物運送場)へ到 着、送付の手続		
18:00	県対策本部会議の開催	現地対策本部会議の開催		
18:30	県対策本部各班は以下の準備を進 むる ① 動員者の確保(獣医師、保定者他) ② 資材の確保 ③ 移動制限区域の公示 ④ 消毒ポイントの決定 ⑤ 動員者の現地送迎のためのバス 確保	① 宮崎空港出発 ↓ ② 羽田空港到着 検体を東京事務所職員が受け取 り海外病研究拠点に搬送 ↓ ③ 海外病研究拠点に到着	発生状況確認検査対象農場のリ ストアップ 発生状況確認検査及び疫学関連調 査の準備(未発生家保)	発生状況確認検査対象農場リスト の精査
20:30				
22:00				
2 日目 5:30	検査結果判明(PCR 陽性)			
<b>口 蹄 疫 と 確 定</b>				
家畜防疫対策課からの連絡 ① 農政企画課への連絡 ・農政企画課から二役、部三役、議 会、県警への連絡 ・管外の県関係機関、県域団体へ の連絡 ② 防疫連携県へ連絡 ③ 家保へ、移動制限区域内の偶蹄 類飼養者へ移動制限内容の伝達を 指示		現地企画班(もしくは家保)からの 連絡 ① 管内市町村、関係団体へ連絡 ② 市町村を通じて、移動制限区域 内の偶蹄類飼養者への口蹄疫確認 農場の詳細な所在地と移動制限内 容の伝達を指示		
県 対 策 本 部		現 地 対 策 本 部		
総務班		各 班	防 疫 班	防 疫 支 援 班
① マスコミ対応 ② 県内で開催中の畜産関係行事の			① 農場の通行遮断 ② 埋却地の決定	① 消毒ポイントの運営準備 ② 動員サポート体制の確認

	中止要請 ③公共施設、空港、港、駅等の消毒の呼びかけ ④プレスリリースの準備		③資材調達 ④殺処分準備	③現地対策
8:00	プレスリリース			
9:00	県対策本部会議  緊急防疫会議の開催（県域団体）	①制限区域の設定 ②動員者手配 ③資材の準備（備蓄の確認と追加発注）	緊急防疫会議の開催（地域団体）	現地対策本部会議 ①消毒ポイント設置 ②移動制限の実施
防 疫 措 置 開 始				
9:30	①マスコミ対応	①動員 ②資材手配 ③消毒ポイント等の後方支援	①殺処分開始 ②農場消毒 ③家畜の評価 ④埋却開始 ⑤評価物品の処理	発生状況確認検査 ①周囲1km農場及び移動制限内大型農場の臨床検査と遺伝子検査、抗体検査用検体の採材 ②電話聞き取り等による、移動制限内農場の異常畜の有無の確認 ③移動制限内の残りの農場の臨床検査
11:00				
17:00				
3日 17:00	プレスリリース		防疫措置終了	
7日 9:30	プレスリリース		移動制限解除のための清浄性確認検査開始	
23日	プレスリリース	移動制限解除の公示		消毒ポイントの撤去

■2 異常家畜等の発見通報から病性鑑定、検査材料の送付までの措置(1日目10:00～18:30)

1 病性鑑定時の対応フロー図



検体送付①時の対応		
<p><b>家畜防疫対策課の対応</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①農政企画課に連絡、同課から二役、部三役、議会、関係部局、県警への連絡</li> <li>②九州・沖縄・山口9県への連絡</li> </ul> <p><b>県対策本部の対応</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①制限区域の設定、動員・資材の準備</li> <li>②管外の県出先機関・関係団体へ連絡</li> <li>③県内で開催中の畜産関係行事の自粛要請</li> <li>④家保、市町村を通じ、偶蹄類飼養者への移動自粛要請</li> <li>⑤プレスリリース</li> </ul>	<p><b>現地家保の対応</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①管内市町村・関係団体への連絡</li> <li>②緊急連絡会議</li> <li>③通行遮断</li> <li>④農場(人・家畜)の隔離と消毒</li> <li>⑤当該市町村対策本部会議(埋却地・消毒ポイント・通行遮断等)</li> <li>⑥当該農場の事前調査(先遣隊)</li> <li>⑦市町村を通じ、偶蹄類飼養者への移動の自粛要請</li> </ul>	<p><b>当該市町村の対応</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①埋却場所の選定</li> <li>②動員者のリストアップ</li> <li>③重機の手配準備</li> <li>④通行遮断の時期・場所等の選定</li> <li>⑤偶蹄類飼養者への移動の自粛要請</li> </ul>

検体送付③時の対応(類症鑑別の検体送付)
<p><b>家畜防疫対策課の対応</b> : 農政企画課に連絡、同課から、二役、部三役に連絡</p> <p><b>現地家保の対応</b> : 経過観察期間中の臨床検査</p>

家畜の所有者、獣医師等から、口蹄疫を疑う症状を呈している家畜を発見した旨の通報があった場合は、家保は直ちに家畜防疫対策課(防疫指導担当リーダー又は課長補佐)に連絡するとともに、当該市町村及び支庁・振興局など県関係機関に連絡する。

また、防疫指針別記様式1を作成し、家畜防疫対策課へ送信する。

連絡を受けた家畜防疫対策課は、農政企画課技術補佐に連絡するとともに、口蹄疫を疑う病性鑑定があったことを動物衛生課に報告し、防疫指針別記様式1を送信する。

農政企画課は、二役、部三役や県警、関係部局へ連絡する。

動物衛生課と協議の結果、完全に否定できない疑い症例①として、検体送付する場合は、改めて家保は管内市町村・関係団体へ連絡するとともに、緊急連絡会議を開催する。また、対象家畜の隔離や農場の消毒等を開始する。家畜防疫対策課は、畜産振興課と連携し、動員・資材の確認等を行う。

一方、動物衛生課と協議して、疑いが低い症例②として検体を送付する必要がないと判断された場合又は①により海外病研究拠点が行う検査で陰性が確認された場合でも、最長2週間、原則として次の措置を講じる。(措置内容及び期間については、病変の状態、同居畜の飼養状況等に応じて、動物衛生課と協議の上決定する。)

- ・ 特定症状が確認された場合の出荷及び移動の停止の遵守を指導。
- ・ 当該農場への関係者以外の立入りを制限。
- ・ 当該農場の出入口並びに農場で使用している衣類及び飼養器具の消毒。
- ・ 家畜の所有者又は民間獣医師の協力を得て、特定症状を呈している家畜及び当該家畜と同一畜房内の家畜の臨床症状の有無、体温等を毎日確認。

また、③の類症鑑別として一般病性診断を実施するために送付する検体は、原則として経過観察終了後に採材するが、直ちに実施する必要がある場合は、動物衛生課と協議の上、実施する。なお、その際には病原体の散逸防止に細心の注意を払う。

疑い事例での検体送付時の通報・連絡体制チェック表（①～③は検体送付の場合分け）

家畜防疫対策課

①	②, ③	通 報 先
		家畜防疫対策課長
		畜産新生推進局長
		畜産振興課長
		農政企画課課長補佐（技術）
		農村計画課計画調整担当
		農業連携推進課長補佐（技術）
		他家保（副所長・生産安全課長）
		NOSAI連生産獣医療センター ※1
		県獣医師会
		防疫連携県
		主な防疫協定締結機関・団体

農政企画課

①	②, ③	通 報 先
		知事・副知事
		部長・次長
		東京事務所 ※2
		議会
		県警
		対策本部各課

※ 1 NOSAIが異常家畜を飼養する農場を所管する場合は、②、③の連絡を行う。

※ 2 ③の一般病性鑑定の検体は宅配便により送付する。

畜産振興課

①	②, ③	通 報 先
		その他支庁・振興局
		その他県内各市町村
		県域畜産関係団体

当該家保

①	②, ③	通 報 先
		当該市町村
		関係支庁・振興局



## 2 現地家保における対応

### (1) 異常家畜等の発生通報

家保は、獣医師又は農場主等から、下記の農林水産大臣が指定する症状を発見した旨の通報又は届出を受けたときは、直ちに家畜防疫員による立入検査を実施する。この際、病原体の拡散防止等に十分配慮した上で、農場へ立ち入るものとする。

#### ア 家伝法13条の2第1項に基づく届け出が必要な症状

- (ア) ① 39℃以上の発熱を呈した家畜が、  
② 泡沫性流涎、跛行、起立不能、泌乳量の大幅な低下又は泌乳停止のいずれかを呈し、  
③ かつ、その口腔内、口唇、鼻腔内、鼻部、蹄部、乳頭又は乳房（以下「口腔内等」という。）のいずれかに水疱、びらん、潰瘍又は瘢痕（外傷に起因するものを除く。以下「水疱等」という。）を呈している場合  
※ 鹿にあっては、①及び③を呈している場合。
- (イ) 同一の畜房（単飼の場合にあっては、同一の畜舎）内において、その口腔内等に水疱等を呈している家畜が複数頭存在している場合。  
※ 単飼：1頭ごとに飼育することをいい、スタンションを用いた繋ぎ飼いを含む。
- (ウ) 同一の畜房内において、哺乳畜の半数以上が過去2日以内に死亡した場合（単飼の場合にあっては、隣接する畜房において、複数頭の哺乳畜が過去2日以内に死亡した場合）  
※ 上記の症状を呈している原因が、不適切な飼育管理、急激な気温の変化又は火災、風水害その他の非常災害等、口蹄疫以外の事情によることが明らかかな場合を除く。

#### イ 家畜防疫員及び家保の措置

##### (ア) 通報者からの疾病状況聴取

届出を受けた家畜防疫員は、先ず電話口で「異常家畜の届け出を受けた際の報告」（巻末防疫指針60ページ 別記様式1）により聞き取りを行う。

本病を疑う場合は、以下の緊急的な措置について通報者等に指示するとともに、家畜防疫員の到着予定時刻を伝える。

- ① 異常家畜の所有者に対する指導又は依頼事項  
家畜防疫員が到着するまで農場内に留まること。  
その他、指導事項（67ページ）については、立入検査終了後に説明する。
- ② 異常家畜を診断した獣医師に対する指導又は依頼事項
  - (a) 家畜防疫員が到着するまで、当該農場に留まること。
  - (b) 当該農場を退場する前に、ウイルスを飛散させないために、長靴、車両等を十分消毒する。また退場時は手指の洗浄及びうがいをを行い、直ちに帰宅する。帰宅後は、更に車両、携行用具、衣類等の完全な消毒を行い、入浴して身体

を十分に洗うこと。

- (c) 異常家畜が口蹄疫でないとは判明するまでの間、偶蹄類の動物の飼養施設に立ち入らないよう依頼する。又、本病が確定した場合は、異常家畜を診察し、又はその死体を検案した日から7日間は偶蹄類の動物の飼養施設に立ち入らないよう依頼する。

(イ) 家保所長及び家畜防疫対策課、関係市町村への報告

- ① 通報を受けた家畜防疫員は、所長、副所長にその概要を報告する。
- ② 病性鑑定課長又は病性鑑定担当リーダー（宮崎家保以外は防疫課長又は防疫担当リーダー）は、報告内容を確認の上、立入検査を実施する旨を家畜防疫対策課、当該市町村、管内支庁・振興局に連絡するとともに、報告内容を取りまとめ家畜防疫対策課にファクシミリ等で直ちに送信する。

**と畜場、家畜市場等から異常家畜を発見した旨の届出を受けた場合**

直ちに家畜防疫員を当該と畜場又は家畜市場等及び出荷農場に派遣し、上記(ア)に準じた措置を講じる。なお、当該家畜が県外の農場から出荷された家畜であることが判明した場合には、直ちに動物衛生課及び出荷農場が所在する都道府県の畜産主務課にその旨を連絡する。また、通報者に対しては以下の内容を指導する。

1 家畜市場から届出があった場合

- ① 家畜の移動を自粛するとともに、必要に応じて当該家畜市場に出入りする関係者に情報提供すること。
- ② 畜産関係車両の入場を自粛すること。また、出場する畜産関係車両について、消毒を徹底するとともに、異常家畜が患畜又は疑似患畜でないと判定されるまでの間は、偶蹄類の動物の飼養施設に出入りさせないこと。
- ③ 従業員等（異常家畜の届出時に家畜市場に入場していた全ての者をいう。以下家畜市場から届出があった場合において同じ。）が場外に移動する際には、身体及び車両に対し適切な消毒等を行うこと。
- ④ 従業員等及び①の情報提供を受けた者のうち異常家畜の搬入日以降に当該家畜市場に入場した者（以下「市場入場者」という。）は、異常家畜が患畜又は疑似患畜でないと判定されるまでの間は、偶蹄類の動物の飼養施設に立ち入らないこと。
- ⑤ 異常家畜の所有者を直ちに特定し、十分な消毒を行った上で、直ちに帰宅するよう指導するとともに、家畜の所有者への指導事項の1（67ページ）の助言及び指導を行うこと。
- ⑥ 異常家畜の出荷に使用された車両及び運転手を特定し、消毒を徹底するとともに、異常家畜が患畜又は疑似患畜でないと判定されるまでの間は、偶蹄類の動物の飼養施設（異常家畜出荷農場及び運転手が所有する農場を除く。）に出入りしないよう指導すること。また、運転手が所有する農場への立入りについても、可能な限り避けるよう指導すること。
- ⑦ 異常家畜が搬入された日以降に家畜市場から移動した家畜の移動先を特定すること。

- ⑧ 口蹄疫と判明した場合には、市場入場者は、異常家畜が患畜又は疑似患畜と判定された日から7日間は、偶蹄類の動物の飼養施設（異常家畜出荷農場及び市場入場者が所有する農場を除く。）に立ち入らないよう指導すること。また、市場入場者が所有する農場への立入りについても、可能な限り避けるよう指導すること。

## 2 と畜場から届出があった場合

- ① 異常家畜及びこれと同一の農場から出荷された家畜のと畜を中止するとともに、必要に応じて当該と畜場に入入りする関係者に情報提供すること。
- ② 畜産関係車両の入場を自粛すること。また、出場する畜産関係車両について、消毒を徹底するとともに、異常家畜が患畜又は疑似患畜でないと判定されるまでの間は、偶蹄類の動物の飼養施設に入入りさせないこと。
- ③ 従業員等（異常家畜の届出時にと畜場に入場していた全ての者をいう。以下と畜場から届出があった場合において同じ。）が場外に移動する際には、身体及び車両に対し適切な消毒等を行うこと。
- ④ 従業員等及び①の情報提供を受けた者のうち異常家畜の搬入日以降に当該と畜場に入場した者（以下「と畜場入場者」という。）は、異常家畜が患畜又は疑似患畜でないと判定されるまでの間は、偶蹄類の動物の飼養施設に立ち入らないこと。
- ⑤ 異常家畜の所有者を直ちに特定し、十分な消毒を行った上で、直ちに帰宅するよう指導するとともに、家畜の所有者への指導事項の1（67ページ）の指導を行うこと。
- ⑥ 異常家畜の出荷に使用された車両及び運転手を特定し、消毒を徹底するとともに、異常家畜が患畜又は疑似患畜でないと判定されるまでの間は、偶蹄類の動物の飼養施設（異常家畜出荷農場及び運転手が所有する農場を除く。）に入入りしないよう指導すること。また、運転手が所有する農場への立入りについても、可能な限り避けるよう指導すること。
- ⑦ 口蹄疫と判明した場合には、と畜場入場者は、異常家畜が患畜又は疑似患畜と判定された日から7日間は、偶蹄類の動物の飼養施設（異常家畜出荷農場及びと畜場入場者が所有する農場を除く。）に立ち入らないよう指導すること。また、と畜場入場者が所有する農場への立入りについても、可能な限り避けるよう指導すること。

## (2) 病性鑑定

家畜防疫員は、農場到着後、車両を当該農場の衛生管理区域外に駐車し、防護服を着用して農場に入り、病原体の拡散防止に注意しながら、的確な聞き取り（問診）、臨床検査及び病性鑑定のための採材を行う。

### ア 病性鑑定の準備

本病を疑う届出があった場合、病性鑑定用資材（表7 70ページ）を確認するとともに、当該農場の位置を防疫マップで確認する。また、獣医師又は家畜の所有者に対して農場で待機するよう指示する。

## イ 農場への出発

立入検査は、原則、家畜防疫員3名で構成し、病性鑑定用資材及び消毒資材を携行して農場に急行する。

## ウ 病性鑑定

立入時には車両を衛生管理区域外に駐車する。家畜防疫員は防護服を着用し、病性鑑定を実施する。

病性鑑定の前にまず、異常家畜の症状等に関する報告（巻末防疫指針61ページ別記様式2）により聞き取りを行う。

その後、異常家畜及び同居家畜の鼻腔、口唇、口腔、舌、蹄部、乳頭部等を中心とした臨床検査を徹底して行う。その際、すべての異常家畜（異常家畜が多数の場合は症状が明確な数頭）の病変部位及び病変の好発部位をデジタルカメラで鮮明かつ十分に撮影する。また、病性等の判断等に資するため、畜舎内の状況についても撮影する。

写真撮影を終えた時点で、衛生管理区域外に待機する検体搬送員にカメラを消毒して渡すか、Wi-Fiで画像データをタブレット端末等に転送する。データを受け取った検体搬送員は、写真を大画面に表示し、明瞭に撮影できているか確認した後、直ちに家保へ転送する。家保は病変部位、症状、個体識別番号等必要事項を追加した上で家畜防疫対策課へデータを転送する。

次に、病性鑑定の手順に基づき、適切に材料を採取する。

本病を否定して採材しなかった場合は、翌日再立入することを所有者に告げる。

## エ 農場における立入検査終了後の対応

立入検査を行った家畜防疫員は、本病が強く疑われる場合は、所有者に対し、次の事項について指示する。

(ア) 口蹄疫という極めて伝染力の強い伝染病に似ていること。

(イ) 確実な診断が得られるまでの間、偶蹄類以外の動物を含むすべての動物をけい留し、又は隔離するとともに、飼養場所の排水口は、適切な消毒措置を講ずるまでの間、活性汚泥槽などで適切に浄化処理されている場合を除き、可能な限り流出しないようにすること。

(ウ) 当該家畜の飼養場所の出入口を1か所のみとし、消毒槽を設け、農場及び防疫関係者以外の立入を禁止すること。

(エ) 当該農場で使用している衣類及び飼養器具等の応急的な消毒を行うこと。（人に対する消毒を含む。）

(オ) 農場の出入口に踏み込み消毒槽を設置し、さらに、石灰を散布するなど、農場の周辺も消毒を行う。

(カ) 畜舎をブルーシート等で覆い、ウイルスの拡散防止に努める。

(キ) 急病等の緊急かつ止むを得ない場合以外は外出せず、さらに農場の物品を外に持ち出さないこと。また、やむを得ず外出する場合は十分に消毒し外出すること。

(ク) 当該農場の生きた家畜、生乳、精液及び受精卵等の生産物、家畜排せつ物、敷料、飼料及び家畜飼養器具等の移動を制限し、他の家畜、人及び物と絶対

に接触させないこと。

オ 病性決定後の作業の説明

(ア) 検査結果が出たら家保から直ちに連絡する旨を伝える。(連絡先の確認)

(イ) 陽性の場合、殺処分等の防疫措置が実施される旨、その詳細内容(評価、殺処分、埋却、消毒等)を説明する。

(ウ) 手当金申請に必要な書類等の保管を指示する。

(エ) 陰性の場合であっても、当分の間(最長で2週間)、経過観察となることを告げ、病状の進行、他の家畜への症状の広がり等異常があったら、速やかに報告するように依頼する。

カ 病性鑑定終了後

農場主に前述の指示事項を告げたら、病性鑑定班は、消毒し農場外へ退出する。なお、必要に応じ、1名は農場に留まり緊急消毒の指示と、疫学調査を継続する。

キ 家保所長への報告

(ア) 病性鑑定班は、検査終了後直ちに、異常家畜の概要、立入検査結果及び農場で実施した措置等を家保所長に電話で報告する。また、必要に応じて消毒班の動員要請を行う。

(イ) 家保所長は、病性鑑定班の報告内容を家畜防疫対策課、関係支庁・振興局及び市町村へ報告する。

ク 家保帰所後の措置

(ア) 病性鑑定班は、帰所後、検査材料の入った容器を消毒した後、ウイルス担当に渡す。ウイルス担当は、検査材料を受け取り海外病研究拠点への材料送付の準備を行う。(検体送付については、71ページ病性鑑定材料送付に係る手続きを参照)

(イ) 農場に持ち込んだ病性鑑定資材、車両の消毒を行い、シャワーを浴び身体を十分に洗う。

(ウ) 異常家畜の症状等に関する報告(巻末防疫指針61ページ 別記様式2)、採材検体リスト、写真の編集、農場までの地図、農場の見取り図等をまとめ、家保所長へ報告する。病性鑑定課長又は病性鑑定担当リーダーは、立入検査結果を速やかに取りまとめ家畜防疫対策課へ電子メールで報告する。

ケ 検体送付

海外病研究拠点への病性鑑定材料は持ち込みが原則となるため、空港貨物扱いで空輸し、羽田空港で東京事務所職員が受け取り、海外病研究拠点へ持ち込む。

### 3 家畜防疫対策課における対応

#### (1) 検体送付の事前協議

家畜防疫対策課は、家保から病性鑑定へ出向く旨の連絡を受けたら、前述32ページのフロー図に従い、関係者への連絡を行う。

なお、フロー図の検体送付①(疑い症例)として送付するかどうかは、病性鑑定班の

報告を踏まえ、テレビ会議システム又は職員ポータルサイトの共有文書機能、電子メール等を活用して症状の画像を共有し、所長・副所長の意見を聞いた上で農政水産部長に報告し、その内容を家畜防疫対策課が動物衛生課と協議する。協議結果は二役に報告する。

## (2) プレスリリース

検体を海外病研究拠点へ送付する場合は、その旨公表する。その際、発表の概要に記載する農場の住所については市町村名までとする。

## ■3 検査材料の送付(疑い症例)から病性決定までの措置(1日目18:30~2日目5:30)

### 1 現地家保等における対応

#### (1) 通行遮断

原則として、農場に隣接する道路2ヶ所に設置する消毒ポイントの場所を確保し、農場周辺への通行を遮断する。また、まん延防止のために必要な場合に限り、発生農場周辺の道路を一定期間封鎖することとする。法に規定されている上限の72時間を経過した後も通行の制限又は遮断を継続する必要がある場合には、道路管理者等との協議を行い、必要な通行の制限が確実に実施できるよう、あらかじめ調整する。

その際、家畜防疫対策課へ連絡し、発生現地を管轄する警察署へ道路封鎖の協力を求める。(家畜防疫対策課は、場所及び遮断箇所数を県警の警備第2課へ連絡し、協力を要請する)

なお、異常家畜の検査結果が判明するまでの間は、上記通行遮断場所での遮断は協力要請とする。

通行制限又は遮断の手続きは、家畜伝染病予防法施行令第5条の規定に基づき行う。  
(巻末防疫指針 29 ページ)

#### (2) 防疫措置の準備

ア 支庁・振興局と連携し、現地対策本部を設置する。設置後、関係市町村及び団体等防疫措置に関わる全ての組織・機関と連絡調整会議を開催し、その後の迅速な防疫措置が行えるように準備する。

イ 先遣隊からの情報を基に殺処分方法等を検討する。また、家畜防疫員、獣医師等殺処分に必要な人数を検討するとともに、地元で確保できる防疫措置要員(市町村職員、JA等団体職員)を市町村対策本部と協議し、結果を県対策本部動員班に伝える。埋却班は重機や車両の種類、必要台数等を検討し、市町村と連携して建設業協会等へ手配する。

ウ 緊急防疫会議(県関係機関、市町村等)の準備を行う。

エ 防疫資材の備蓄量を確認し、不足資材をリストアップする。

オ 対策本部の電話、FAX、LAN回線増設の有無、携帯電話、農場で使用する無線機、連絡用車両の必要数を確認する。

#### (3) 疫学調査

疫学関連調査班は、病性鑑定実施者が聴取した疫学関連家畜飼養農場等を確認し、追跡調査を実施する。

#### (4) 発生状況確認検査の準備

口蹄疫の発生が確認された場合には、直ちに以下の調査・検査を実施することとなるため、対象農場のリストアップを行い、必要な人員、資材等の準備を行う。必要人員は現地対策本部現地企画・総務班を通じて市町村対策本部や県本部動員班に手配する。

① 電話調査

県は、患畜又は疑似患畜の判定後直ちに、移動制限区域内の家畜の所有者を対象に、電話等により異常家畜の有無を確認するため、発生現地家保から制限区域内農場のリストを入手する。対象農場数が多い場合は、県対策本部と連携して担当地区割や電話対応者の調整を行う。

② 立入検査

ア 発生状況・清浄性確認検査班は、発生農場から半径1km内の農場及び10km内にある大型農場（牛200頭以上及び豚3,000頭以上）を防疫マップでリストアップし市町村に確認した後、必要資材、家畜防疫員、案内人、車両等の確保を行う。当該検査は、原則として確定後24時間以内実施する。

イ アの検査に引き続き、アの検査の対象外となった移動制限区域内の全ての農場に立ち入り、臨床検査を実施するため、対象農場数に応じて必要となる家畜防疫員、案内人、車両、資材数と要する日数の計画を立てる。

なお、当該検査は、原則として同心円状に発生農場から近い順に、極力短日数で終了するように計画する。

2 県庁における対応

(1) 関係部署等への連絡・通報

庁内の関係部署、その他関係機関への連絡は、それぞれ以下のとおり行う。

連絡者	連絡先
家畜防疫対策課 防疫指導担当リーダー 防疫企画担当リーダー 課長補佐	家畜防疫対策課長 他家保（副所長もしくは生産安全課長） 畜産新生推進局長 畜産振興課課長補佐（総括） 農政企画課課長補佐（技術） 農業連携推進課課長補佐（技術） 農村計画課計画調整担当リーダー 危機管理課危機管理担当リーダー NOSAI連生産獣医療センター 県獣医師会
畜産振興課課長補佐（総括）	畜産振興課長、畜産振興課課長補佐（技術）
畜産振興課課長補佐（技術）	自課各担当リーダー
農政企画課課長補佐（技術）	農政水産部長、総括次長、農政次長、水産次長 知事、副知事、議会、東京事務所
農政企画課企画調整担当 リーダー	関係部局連絡調整課、県警本部、 支庁・振興局、対策本部各課

(2) 県対策本部の設置と会議の開催

検体送付を決定した時点で、直ちに県対策本部を設置するとともに、県対策本部会議を開催する。また、病性が決定した場合に迅速に対応できるよう、各班は、役割分担に

ついて確認し、準備に入る。

### (3) 移動制限、搬出制限の設定

原則、当該農場から半径10kmの範囲を移動制限区域、半径20kmの範囲を搬出制限区域とし、状況によって国との協議により範囲を拡大・縮小する。県対策本部移動制限・消毒ポイント班は、防疫マップ上で円を引き、それをもとに地図上に円を引く。字単位については、市町村に最終的に確認し、制限区域の設定を行う。

家畜市場又はと畜場に所在する家畜が患畜又は疑似患畜と判定された場合は、動物衛生課と協議の上、当該家畜市場又はと畜場を中心に原則として半径1km以内の区域を移動制限区域に設定するとともに、出荷元農場を中心に、半径10km以内を移動制限区域に、それに外接する半径20km以内を搬出制限区域に設定する。

### (4) 移動制限区域内の農場の抽出、大型農場の抽出

県対策本部防疫対策班は、防疫マップにより区域内の農場を抽出し、現地家保及び県本部の移動制限係を経由して現地対策本部移動制限・消毒ポイント班へ送信する。現地家保は、現地対策本部移動制限・消毒ポイント班及び市町村と連携し、制限区域の設定に基づき区域内農場を確定させ、県本部防疫対策班及び発生状況確認検査班に結果を報告する。防疫指針に基づき、臨床検査及び抗原検査・抗体検査の対象となる半径1km以内の農場及び大型牛農場（200頭以上）、大型養豚場（3,000頭以上）についてもあわせて抽出する。

### (5) 動員者のリストアップ

県対策本部動員班は、発生農場における防疫措置に必要な人員を、あらかじめリストアップされた農政水産部内各課の防疫従事予定者から確保する。なお、発生規模により、部内で対応できない状況下では、庁内各部局に対し防疫従事予定者一覧から応援を要請する。

### (6) 消毒ポイントの設置準備

県対策本部移動制限・消毒ポイント班は、防疫マップにより出力した移動制限区域、搬出制限区域を示した地図を家畜防疫対策課より入手し、消毒ポイントを設置すべき場所を現地移動制限・消毒ポイント班に伝達する。その際、後述する「消毒ポイントの考え方」（77ページ）に基づいて、まず当該農場を中心に概ね半径1km地点、移動制限区域、搬出制限区域のそれぞれ境界付近に設置するよう指示する。

設置場所及び設置数は、市町村と調整し事前に選定した消毒ポイント候補地を基本に、発生状況及び地理的条件等（河川など自然の防波堤となるような地形を考慮）を踏まえた上で、現地移動制限・消毒ポイント班と協議し決定するが、制限区域内及びその境界付近の高速道路のインターチェンジについては、農林水産省から国土交通省への要請を確認した上で、高速道路管理者に依頼する。なお、これら全ての消毒ポイントの運営等については、県警察本部に協力要請を行う。



### (7) 家畜市場の閉鎖に伴う協議

県対策本部移動制限・消毒ポイント班は、県内全ての家畜市場の閉鎖要請を行うとともに、確定後の対応について関係機関と協議する。

## 3 当該市町村の対応

病性鑑定を実施した家保から疑い事例で検査材料を海外病研究拠点に送付するとの報告を受けた市町村は、現地対策本部と協議の上、直ちに以下の準備を行う。

- ① 市町村口蹄疫対策本部（以下、「市町村対策本部」という。）の設置時期の確認及び受付会場、資材置き場、現場本部設置場所の確認。
- ② 初動防疫時の市町村の役割の確認。
- ③ 通行遮断の時期及び場所、対応方法の確認。（現地対策本部に協力）
- ④ 殺処分家畜及び家畜排せつ物、汚染物品等の焼・埋却方法の確認及び埋却地の選定。（現地対策本部に協力）
- ⑤ 消毒ポイント設置場所の検討（現地対策本部に協力）。
- ⑥ 当該農場の緊急消毒への協力。
- ⑦ 本病以外で死亡した家畜死体のストックポイント設置場所の検討。
- ⑧ 埋却時の重機やオペレーター等の手配を現地対策本部と連携して行う。
- ⑨ 移動及び搬出制限区域（予定）に含まれる字単位での区域設定。  
制限区域の境界は字単位を基本とするが、道路、河川、鉄道等その他境界を明示するのに適当なものがあれば、それを用いて区域設定が可能である。この場合、それぞれの制限区域が発生農場を中心とした同心円上のラインに比べ、過小もしくは過大にならないように注意が必要である。
- ⑩ 移動及び搬出制限区域（予定）の偶蹄類飼養者等への情報の提供と移動制限通知の準備。なお、3km以内農場に対しては、移動自粛要請の連絡を行う。特に1km以内の農場に対しては、確定後、発生状況確認検査で家畜防疫員が立入する旨の連絡をあわせて行う。
- ⑪ 管内牛、豚、猪及びめん羊・山羊飼養農家での通常以上の防疫対策の強化・再点検の周知準備。
- ⑫ 関係団体への情報提供

## 4 その他の市町村の対応

その他の市町村のうち、本病確定後に、移動及び搬出制限区域となることが予想される市町村については、家保から「口蹄疫を疑い、検査材料を検査機関に送付する。」との情報に基づき、直ちに以下の準備に着手する。

また、それ以外の市町村については、県あるいは家保からの情報に基づき、畜産農家へ発生防止対策の周知に努める。

- ① 移動制限、搬出制限区域（予定）に含まれる字単位での区域の設定
- ② 移動および搬出制限地域に入る偶蹄類飼養農場を確認し、情報提供と移動の自粛要請の準備  
管内牛、豚、猪及びめん羊・山羊飼養農家への情報提供と防疫対策の強化・再点検

の指導。

③ 確定後から運営される消毒ポイントの動員者リストの作成

**病性決定までの措置に係るチェック表**

チェック	作業内容	担当部署
	発生農場の見取り図作成（畜舎レイアウト等）	家保
	発生農場周辺の地図（通行遮断場所の特定）	家保
	埋却予定地及び周辺の地図	家保
	制限予定区域全域の地図	家畜防疫対策課
	移動制限区域境界（字界）の決定	市町村
	搬出制限区域境界（字界）の決定	市町村
	移動制限区域内農場リスト作成	家保・市町村
	搬出制限区域内農場リスト作成	家保・市町村
	発生農場から1km以内農場のリストアップ	家保・市町村
	移動制限区域内大型農場のリストアップ	家保・市町村
	消毒ポイントの設定（農場から1km付近）	支庁・振興局・市町村
	消毒ポイントの設定（10km付近）	支庁・振興局・市町村
	消毒ポイントの設定（20km付近）	支庁・振興局・市町村
	現地対策本部の場所の決定	支庁・振興局
	動員者受付会場の決定	支庁・振興局・市町村
	防疫資材置き場の決定	支庁・振興局・市町村
	防疫資材のチェック （防護服、マスク、グローブ、ゴーグル等）	家保
	殺処分資材のチェック	家保
	埋却用資材のチェック	家保
	消毒ポイント用資材（消毒薬・動噴等）のチェック	支庁・振興局
	動員者のリストアップ（殺処分・保定）	県動員班
	動員者のリストアップ（埋却・清掃・消毒）	県動員班
	重機の手配（農場で使用）	県資材班
	その他リースの手配（テント・照明・トイレ等）	県資材班
	重機の手配（埋却地で使用）	支庁・振興局・市町村

**■4 病性決定時の措置(2日目6:00~)**

1 県対策本部の対応

(1) 団体、農家等関係者への情報提供

総務班は、患畜または疑似患畜と診断され、本病が確定されたら、速やかに県内各市町村、県域の農業団体、警察、自衛隊及び「防疫連携申合せ」に基づき、防疫連携県に連絡する。

また、家畜防疫対策課から連絡を受けた家保は、市町村や農業団体等の協力を得て、全ての偶蹄類飼養者へ本病発生に係る情報を確実に伝えるとともに、飼養者における防疫対策の強化や異常家畜の早期発見、早期通報を行うよう義務づける。

なお、10km内の移動制限区域内農場には、当該農場を管轄する市町村から、患畜、疑似患畜が確認された農場の詳細な所在地を情報提供するように依頼する。その際、本情報は口蹄疫のまん延防止を目的に使用されるのであって、当該情報をそれ以外の目的で使用したり、漏洩やインターネットに掲載したりすることのないように指導すること。

(2) 公表(プレスリリース)

報道・取材対応係は、発表の概要（発生農家については、原則、地番まで本人の同意を得た上で公表）及び防疫措置、今後の防疫方針等について、動物衛生課と内容や公表の時間を調整し、農林水産省と県が同時に公表するものとする。

なお、公表後、関係部局・県警察本部・県議会・市町村及び関係団体（235ページ）に通知（ファクシミリ等による送信）するとともに、防疫活動への協力要請を行う。

また、発生農場での殺処分進捗状況など情報を集約し、必要に応じて随時報道機関に資料を配付する。

なお、畜産農家・防疫連携県・市町村・関係団体等への発生農家の位置情報については、防疫マップで表示したものを添付し提供するものとする。

県民及び関係団体に対しては、「口蹄疫の感染の拡大の状況に応じた県民への協力要請について」（248 ページ）に基づき、フェーズに応じた協力を要請する。



【防疫マップによる表示例】

### (3) 緊急防疫会議の開催

口蹄疫と確定後、速やかに県域の畜産関係団体等を招集し、緊急の防疫会議を開催する。

### (4) 制限区域の告示

県移動制限・消毒ポイント班は、制限区域の境界を定めるために、移動制限ライン、搬出制限ラインがわかる地図を家畜防疫対策課より入手し、現地移動制限・消毒ポイント班に送信する。現地移動制限・消毒ポイント班は該当する地域を所管する市町村へ伝達し、当該市町村は、境界を設定後、現地対策本部を經由して県対策本部に報告、報告を受けた県移動制限・消毒ポイント班は、法施行細則（昭和26年宮崎県規則第54号）第4条に基づき行政経営課と連携し速やかに告示の手続きを行う。また、その内容について速やかに畜産関係機関に報告又は通報する。

なお、境界の設定については、市町村等の行政単位または道路、河川、鉄道等その他境界を明示するのに適切と判断されるもので定める。（42 ページ参照）

また、関係市町村は、本病決定後から告示するまでの間に、区域内の偶蹄類飼養者へ速やかに連絡し、実質的にその効力が発揮されるように周知する。

その他の規制及び制限事項については、国の防疫指針に準じて実施する。

制限区域に入ったと畜場の処理は、移動制限公示日前日搬入分までとする。

### (5) 制限の対象

- ① 生きた家畜
- ② 発生農場及び発生農場から半径1 km 以内の区域にある農場（発生状況確認検査により、陰性が確認された農場を除く）で搾乳された生乳

- ③ 移動制限区域内で採取された精液及び受精卵（病性等判定日から遡って21日目の日より前に採取され、区分管理されていたものを除く）
- ④ 家畜の死体
- ⑤ 排せつ物等
- ⑥ 敷料、飼料及び家畜飼養器具（農場以外からの移動を除く。）

#### (6) 移動制限区域内の家畜の死体および排せつ物等の移動の例外措置

家畜伝染病予防法において、ウイルスのまん延を防止するため、原則として移動制限区域内の生きた偶蹄類の家畜や排せつ物、使用した家畜管理用具、敷料、飼料、死亡家畜、生乳、精液、受精卵等の移動が制限される。

ただし、動物衛生課と協議の上、制限区域内の農家においても、家畜防疫員が当該農場の家畜に異常がないことを確認し、かつ、発生の状況を勘案して環境保全上やむを得ないと認める場合に、その移動の経過を記録することで、家畜の死体、排泄物等、敷料又は飼料について、焼却、埋却、化製処理又は消毒することを目的に焼却施設等その他必要な場所に移動させることができる。

#### (7) 移動制限区域外の家畜の死体の移動

移動制限区域外の家畜の死体については、動物衛生課と協議の上、焼却又は化製処理をすることを目的に移動制限区域内の焼却施設等に移動させることができる。この場合、移動制限区域内の農場には立ち入らないようにするとともに、移動前後及び移動中に消毒ポイント等において運搬車両を十分に消毒するほか、感染の拡大防止対策に努める。

#### (8) 制限区域外の家畜等の通過

制限区域外の家畜等について、制限区域を通過しなければ、制限区域外の他の農場、と畜場等の目的地に移動させることができない場合には、動物衛生課と協議の上、制限区域を通過させることができる。

この場合、移動前後及び移動中に消毒ポイント等において運搬車両を十分に消毒する。

#### (9) 動員者の確保

##### ア 獣医師

##### (ア) NOSAI獣医師

発生初期（牛500頭／戸規模まで）での殺処分は、家畜防疫員（家保）2名（現場リーダー、評価担当）とNOSAI獣医師（最大25名まで）が担う。

このため、県は疑い事例で、検体を送付したら、直ちにNOSAI連（生産獣医療センター）に獣医師の派遣を要請する。一方NOSAI連は、県と締結している防疫協定に基づき、平時から県下各NOSAIに対して、獣医師が派遣できる体制を整えておくものとする。

なお、牛500頭規模以上、あるいは豚での発生に際しては、家保の家畜防疫員

や民間獣医師を頭数規模に応じて追加動員する。

(イ) 民間獣医師

発生規模に応じて、当該地域の地元産業動物獣医師に、発生農場での殺処分や農場周囲の発生状況確認検査、ワクチン接種業務等への派遣要請を行う。

その際、県は、県獣医師会との防疫協定に基づき、地域診療に支障が出ないように配慮の上、獣医師会事務局へ必要人数を要請する。

(ウ) 県外家畜防疫員

県内の家畜防疫員では対応が困難と判断される状況（多発期）になった場合には、動物衛生課に、不足人員数、派遣要請期間及び作業内容等を連絡し、県外家畜防疫員の派遣調整を依頼する。

派遣された県外家畜防疫員の業務は、殺処分、病性鑑定、疫学調査、発生状況確認検査、清浄性確認検査等多岐にわたるため、業務の優先順位に従って配置する。特に県外家畜防疫員はクリーンな状態で派遣されることから、清浄性確認検査など、未発生農家の巡回業務に優先して従事させる。

(エ) 宮崎大学獣医師

宮崎大学の獣医師についても、県外家畜防疫員同様、発生農場周囲の発生状況確認検査、清浄性確認検査等の業務に優先して派遣要請する。

また、学術的知見を有している教授等については、発生農場の発生原因分析を行う疫学調査チームのメンバーとして派遣要請する。

イ 県職員

動員班は、動員予定部署より必要人数に応じて県職防疫従事予定者名簿から動員者を確保する。

県職動員者の業務は、家畜の殺処分や埋却作業等の補助、畜舎消毒作業等が主体となることから、現地対策本部と十分連携し適正配置を行う。

ウ 保定員

保定員は、効率的に殺処分を進める上で重要な業務であり、家畜の扱いに慣れた者でないと務まらないことから、県の畜産職員や経済連等の畜産団体等へ派遣要請する。また、現地対策本部と十分連携し、専門とする畜種（牛・豚）により発生農場の適正配置を行う。

エ 国からの緊急支援チーム

発生後24時間以内に、動物衛生課から、現場支援のために家畜防疫官（獣医師）及び家畜改良センター等の家畜の扱いに慣れた職員が派遣されることから、発生農場の防疫措置等に適正配置する。

オ 自衛隊等への派遣要請と受入

(ア) 自衛隊の派遣要請

自衛隊の派遣要請については、緊急性、公共性、非代替性の3原則に基づく必要があるため、大規模農場での発生や複数発生、継続発生等により県の動員だけでは対応できないと判断した場合に派遣要請を検討する。

- ① 自衛隊連携班は、県対策本部や現地対策本部との調整を十分に行い、以下の点について現場の要望に応じた支援体制の検討を行う。

- a 派遣を希望する期間
- b 区域
- c 活動内容

② 前記検討に基づき、動物衛生課と協議の上、自衛隊（陸上自衛隊、航空自衛隊）との事前調整を実施する。

- a 自衛隊派遣要請に関する庁内意志決定の調整
- b 自衛隊窓口との事前調整

③ 正式要請

自衛隊から派遣可能であるとの連絡があったら、期間、区域、活動内容を再度確認した上で、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第83条（災害派遣）又は第100条（土木工事等の受託）に基づき、知事が派遣要請を行う。

(イ) 自衛隊派遣決定後の対応

① 現地対策本部における自衛隊担当要員の派遣

現地本部に自衛隊担当として農業改良対策監（農業経営支援課）を派遣し、その後の防疫措置がスムーズに行えるよう自衛隊との連携体制を確立する。（平成22年時、自衛隊側は副連隊長が現場総括責任者（現地司令官）を勤めた。）

② 担当要員の業務

(a) 自衛隊及び受け入れ市町村と、下記の点について調整

- ① 活動内容の詳細
- ② 自衛隊部隊本部室の選定
- ③ 駐屯場所の選定
- ④ 自衛隊車両（ジープ、トラック、重機等）の駐車場所の選定

(b) 毎日の活動内容について事前に自衛隊との連絡調整

- ① 県や市町村の現地対策本部員との連絡調整を毎日行う。
- ② 現地司令官及び連絡要員（小隊長クラス）との緊密な連絡調整を随時行う。（平成22年時はほぼ毎日、都城から来訪した連隊長と情報交換）
- ③ 県現地本部で作成した防疫計画に基づく下記内容を事前に連絡要員と調整する。

〔調整事項〕 ・作業内容 ・作業場所 ・員数  
 ・施設（重機）稼働の有無 ・移動手段（人や重機）  
 ・移動時刻 ・移動経路（地図）・関連資材など

④ 事前調整終了後、当日の進捗と翌日の計画について、県・市町村現地本部員と自衛隊幹部との「連絡調整会議」を開催する。準備及び変更等を考慮すれば、翌日計画を前日夕方までに実施する方がよい。

（平成22年時は、18時開催を基本としていたが、随時変更もあった。）

⑤ 自衛隊駐屯生活に関連しての隊からの要望事項（食器類、シャワー、トイレ、洗濯機設置等）についてその都度対応する。

⑥ 自衛隊動員農場の視察（連隊長ほか幹部）対応（バス手配等）

（平成22年時は、ほとんど毎日、連隊長が視察したが、県の同行は数回のみ。その際、自衛隊車両は原則として使用しない。）

- ⑦ 自衛隊広報担当（自衛隊活動の現場写真撮影等）の対応では、防疫の観点から、現場リーダーとの調整が必要となる。
- ⑧ 埋却地掘削のために、重機（バックホウ）出動を要請した場合は、重機担当小隊長を現場に案内する。その際、市町村対策本部員も同行させる。



【副知事の謝辞】  
（平成 22 年）

## （10）消毒ポイントの設置

家畜伝染病予防法第28条の2第2項の規定により、家畜伝染病の急速かつ広範囲なまん延を防止するために発生地域を中心に消毒ポイントを設置する。（77ページ参照）

消毒の方法は、設置場所や消毒対象車両等を勘案して、以下の方法を選択又は併用するものとする。

- ① 動力噴霧機
- ② 布製素材を利用した消毒マット
- ③ 薬液をプール式に貯水した消毒槽
- ④ 車道へ薬液の直接散布（流下式）
- ⑤ 散水車による車道への薬液散布

## （11）その他

発生地域の家畜の所有者や防疫従事者等は、口蹄疫の発生及びそれに伴う防疫措置により、多大な精神的及び身体的ストレスを受けることが想定されるため、必要に応じ相談窓口等の設置体制等を検討する。

## 2 現地対策本部の対応（発生現地における防疫措置）

### （1）団体、農家等への情報提供

県対策本部から、患畜又は疑似患畜と確定した旨の連絡を受けた現地対策本部は、速やかに当該農場を管轄する市町村に連絡するとともに、関係する地域の農業団体、農家等へ情報提供を行う。

なお、10km内の移動制限区域内農場には、当該農場を管轄する市町村から、患畜、疑似患畜が確認された農場の詳細な所在地を情報提供するように依頼する。その際、本情報は口蹄疫のまん延を防止を目的に使用されるのであって、当該情報をそれ以外

の目的で使用したり、漏洩やインターネットに掲載したりすることのないように指導すること。

### (3) 発生農場の防疫方針の決定

現地企画・総務班及び防疫班並びに防疫支援班は、病性鑑定班や先遣隊の情報及び当該市町村との協議内容等を踏まえ、県対策本部総括・企画部及び防疫対策班等と十分協議し、発生農場における殺処分の方法、家畜の死体や汚染物品等の処理方法（焼却、埋却、封じ込め等）、防疫従事者の必要人数・受入体制等を決定する。

なお、現地企画・総務班及び防疫班、防疫支援班の班長あるいは係長は、防疫作業を円滑に行うため、準備状況を把握し、防疫体制が整った時点で、その事務を所掌する県対策本部各班又は係へ連絡するとともに、その後の防疫措置を連携して実施する。

その際、県対策本部内と現地対策本部内、さらに発生農場に隣接した現地テント内に、それぞれホワイトボードを設置し、農場毎の動員者数、進捗管理、資機材等の配置状況などを同じ様式で記載し、情報の共有を図る。（様式2（参考様式）198ページ）

### (4) 地域緊急防疫会議の開催

県域での緊急防疫会議を受けて、各地域（家保単位）で関係者を招集して緊急の防疫会議を開催する。

### (5) 発生農場への対応（現地対策本部）

#### ア 発生農場への説明（防疫班）

発生農場主に対して本疾病の概要を説明し、今後の防疫作業の具体的計画及びウイルスを持ち出さないためのバイオセキュリティ対策について説明する。

#### イ 発生農場の隔離（先遣隊）

農場出入り口には立入禁止の看板を設け、農場周囲にはウイルスの散逸防止と殺処分時の外部からの目隠しを目的に、防疫フェンス等の設置を要請する。

#### ウ 埋却地の決定（埋却地交渉係）

「口蹄疫等の発生時における埋却地決定の手順について」（243ページ）に基づき、市町村と連携し、埋却予定地の周辺住民等へ説明を行い理解を得た上で、埋却地を決定する。

なお、公有地を埋却地として使用する場合は、「口蹄疫等の発生に伴う公有地への埋却について」（245ページ）に基づいて行う。

#### エ 防疫措置の実施（殺処分・農場消毒係、埋却班）

防疫措置は、54ページからの「防疫措置における各班のタイムスケジュール」に準じて、発生農場での防疫作業を開始する。

### (6) 移動制限区域の設定と農家への周知

現地移動制限・消毒ポイント班は、制限区域内の農場に対して、制限内容（87ページ）を関係市町村等を通じて周知する。



#### (7) 消毒ポイントの設置(移動制限・消毒ポイント班)

現地移動制限・消毒ポイント班は、県対策本部消毒ポイント係と協議の上、第5章詳細マニュアルの消毒ポイントの作業手順(86ページ)により、農場から概ね1km、3km、10km付近に消毒ポイントを設置し、直ちに消毒作業を開始する。

#### (8) 疫学調査(疫学関連調査班、疫学究明班)

疫学関連調査班は、発生直後、診断を実施した家畜防疫員(継続発生においては病性鑑定班(疫学担当))及び疫学究明班が、発生農場の人や物の関連を発生前21日に遡って調査した関係者リストに基づき、立ち回り先農場をリストアップする。リストアップされた農場の飼養家畜について、疫学関連家畜に該当するか動物衛生課と協議を行い決定する。疫学関連家畜飼養農場が移動制限区域外に存在する場合は、家畜伝染病予防法第32条第1項の規定に基づく移動の制限を行う(移動制限指示書の交付)。

また、疫学関連調査班は、疫学関連家畜飼養農場について、臨床検査を実施するとともに、患畜又は疑似患畜との接触後14日を経過した後に血清抗体検査を行うための血液を採材し、海外病研究拠点へ送付する。

一方、疫学究明班は、収集した疫学関連データに基づき、国が設置する疫学調査チームが一体となって、発生農場主や近接農場等から聞き取りを行うなど、本病ウイルスの侵入経路や発生原因の究明を行う。

なお、疫学究明班は、その後も国の疫学調査チームと随時連携しながら追加情報の収集に努めるものとする。

#### (9) 発生状況確認検査(発生状況・清浄性確認検査班)

現地対策本部の発生状況・清浄性確認検査班は、防疫指針に基づき、病性決定後原則として24時間以内に、発生農場周辺の発生状況確認検査を実施する。ただし、状況によっては病性決定前に調査を開始することもある。

実施に当たっては、県対策本部動員班と事前に協議し、必要人員を確保するとともに、当該市町村に道案内や公用車の手配などを依頼する。検査の詳細は第5章発生状況確認検査(156ページ)を参照のこと。

##### (検査内容)

ア 移動制限内にある農場については、毎日、電話による聞き取りを行い、異常家畜の有無を確認。

なお、電話による聞き取りは、移動制限が解除されるまでの間随時実施。

イ 発生農場から半径1km以内にある農場及び移動制限区域内にある大型牛農場(200頭以上)、大型養豚場(3,000頭以上)については、原則24時間以内に臨床検査を行うとともに遺伝子検査及び血清抗体検査を行うための検体を採材し、海外病研究拠点へ送付する。

ウ イの検査終了に引き続き、移動制限区域内すべての農場の臨床検査を実施。

臨床検査の結果、遺伝子検査及び血清抗体検査を行う必要があると判断したとき又は動物衛生課から検体送付の指示があったときは、検体(鼻腔スワブ及び血液)を採材し、海外病研究拠点へ送付する。

#### (10) 通行の制限又は遮断(現地移動制限・消毒ポイント班)

県は、動物衛生課と協議の上、発生農場への通行を遮断するため、原則として、農場に隣接する道路2ヶ所を封鎖する。その際、市町村、道路管理者、警察と十分連携して実施する。

また、まん延防止のために必要な場合に限り、発生農場周辺の道路を一定期間封鎖するものとする。

#### (11) 防疫資材の調達(資材班)

病性決定と同時に、初発時には、家保に備蓄されている資材を発生農場あるいは受付会場に配送する。

配送に先立ち、備蓄資材を梱包するが、梱包、配送準備は、地方連絡協議会に動員を要請する。また、農業試験場、畜産試験場が保管する備蓄資材の梱包・配送準備は、家保立会の下、それぞれの職場職員に応援を要請する。

なお、段ボール箱等へ梱包する場合は、内容物と配送先(受付会場、現地テント、農場内など)を箱の外に明記し、配送する場所毎に分けてトラックに積み込み、配送先毎に送り出し、現地での受取、配置に困らないように注意する。

発生農場の飼養規模により、家保等の備蓄資材で不足する場合は、緊急調達先リストにより、不足分を発注する。

#### (12) 動員・サポート班 (134ページ)

発生現地における動員者の受入、弁当等食料の手配、現地テントでの防疫資材の補給や、動員者のけが、急病発生の対応を行う。

突発的なけがや事故に対応するため、事前に現地で医療機関等の確認を行うようにする。

### 3 発生市町村の対応

- ① 病性決定時、直ちに市町村長を本部長とする市町村対策本部を設置するとともに、県の現地対策本部と十分連携しながら、円滑な防疫措置を実施する。
- ② 関係団体及び区長等に連絡し、本病の周知及び防疫活動に対する協力要請を行う。  
また、県と連携し、殺処分家畜等の汚染物品を埋却する場合は、「口蹄疫等の発生時における埋却地決定の手順について」(243ページ)に基づき、説明・理解を得る。  
なお、焼却、レンダリングの場合も同様の対応とする。
- ③ 当該農場の通行遮断と消毒を実施する。
- ④ 現地対策本部と連携して建設業協会等への重機手配、掘削依頼を行う。
- ⑤ 移動及び搬出制限区域に含まれる字単位での区域を決定する。
- ⑥ 発生農場周辺1km以内農場及び移動制限内の大型農場の発生状況確認検査への支援を行う。
- ⑦ 移動制限、搬出制限対象農場への制限内容の周知を行う。

なお、10km内の移動制限区域内農場については、患畜、疑似患畜が確認された農場の詳細な所在地を情報提供する。その際、本情報は口蹄疫のまん延を防止を目的に

行われるのであって、当該情報をそれ以外の目的で使用したり、漏洩やインターネットに掲載させたりするこのないように合わせて伝えること。

- ⑧ 防疫従事者受付会場の提供及び受付会場での防疫従事者等の健康管理に伴う血圧測定器の設置等を行う。
- ⑨ 資材置き場の設営、資材受け入れを行う。
- ⑩ 必要に応じて、自主消毒ポイントを設置する。
- ⑪ 防疫措置及び発生状況・清浄性確認検査等を円滑に行うため、防疫従事者、検査時の同行者及び消毒ポイント等の人員の確保を行う。
- ⑫ 広報車、防災無線等により、住民への情報提供や防疫措置への協力を要請するとともに、偶蹄類飼養者等に対して防疫対策の強化及び異常家畜等の届出について周知する。また、発生農場の付近住民へ、正確な情報を提供するなど、風評被害や無用な混乱を防ぐための対応に当たる。
- ⑬ 発生地域の家畜の所有者は口蹄疫の発生とそれに伴う防疫措置により、多大な精神的及び身体的ストレスを受けることが想定されるため、必要に応じ相談窓口等の設置を検討する。なお、同時多発やまん延等で対応が困難な場合は、現地対策本部を通じて県対策本部と対応を協議する。

#### 4 その他の市町村の対応

- ① 未発生市町村のうち、制限区域に含まれる市町村は、移動及び搬出制限区域の字単位での決定及び制限区域に含まれる農場に対する制限内容を周知する。

なお、10km内の移動制限区域内農場については、患畜、疑似患畜が確認された農場の詳細な所在地を情報提供する。

その際、本情報の取り扱いについては、上記発生市町村の対応⑦のとおり周知すること。

周知方法としては以下も活用する。

- ・関係団体及び区長等に連絡し、本病の周知及び防疫活動への協力を要請する。
- ・広報車、防災無線等により、住民に本病の発生や防疫対応等を周知するとともに、偶蹄類飼養者等に対して防疫対策の強化のための周知啓発を行う。

また、風評被害や無用な混乱を防ぐための対応に当たる。

- ② 県の消毒ポイントが市町村内に設置された場合は、その運営へ協力するとともに、必要に応じて自主ポイントを設置し、その運営に当たる。

#### 5 団体等の対応

- ① 対策本部へ人員を派遣する。
- ② 家畜の取扱いに慣れた職員を、保定者として派遣する。
- ③ 消毒ポイント運営への協力を行う。

#### 6 制限区域内での指導事項

##### (1) 農家の対応

- ① 毎日家畜の観察を行い、異常を発見した場合、速やかに家保やかかりつけの獣医師

に通報する。

- ② 農場の衛生管理区域に出入りする人を制限する。やむを得ず入場させる場合は十分な消毒を行う。
  - ③ 農場の衛生管理区域入り口に消毒薬（消石灰）を散布するとともに、畜舎内は炭酸ソーダ、消石灰、クエン酸等を用いて消毒する。
  - ④ 野生動物等の侵入防止のために設置している金網等の再点検を行うなど、防疫措置の強化に努める。また、パドック（運動場）の利用は控える。
  - ⑤ 農場内の死亡家畜、排せつ物、器具等の物品の移動は行わない。また、隣同士で病気の確認等は絶対にしない。
  - ⑥ 畜産資材、機械の共同利用は止める。
  - ⑦ 生草の給与は止める。
  - ⑧ 過去21日間に出入りのあった人、物等についての記録を要求されたら、すぐに立入者の記録表等を提出できる準備をしておく。
  - ⑨ 家畜の導入先、購入領収書、登記簿、種付け台帳、授精証明書、飼養管理簿、飼料・薬品購入伝票、治療請求書等の評価に関わる資料を整理し、求めに応じて直ちに提出出来るようにしておく。
  - ⑩ なるべく外出は控える。やむを得ず外出した際は、着替え、手指の消毒、うがいを励行する。
  - ⑪ 万一の発生に備え埋却予定地を確認する。
- (2) 獣医師、人工授精師、削蹄師等の畜産関係者の対応
- ① 感染リスクの低い経路を選択する。
  - ② 携行する器具及び医薬品は最小限とする。
  - ③ 農場の入出場時は身体、器具、車両等の消毒等を徹底する。
  - ④ 消毒又は破棄が容易な衣服、器具等を使用する。
  - ⑤ 車両は農場の衛生管理区域内への乗り入れを自粛する。
  - ⑥ 移動経路を記録、保管する。
- (3) 飼料・生乳等の輸送業者の対応
- ① 感染リスクの低い経路を選択する。
  - ② 複数の農場を連続して配送又は集乳を行わない。（防疫指針第 1 の2の(1)の発生状況確認検査により陰性が確認された農場を除く。）
  - ③ 配送又は集乳の度ごとに車両の消毒を徹底する。
  - ④ 消毒薬で濡らした布により、生乳タンク排気口を被覆する。
  - ⑤ 配送経路を記録し、保管する。
- (4) 死亡畜回収業者
- ① 感染リスクの低い経路を選択する。
  - ② 車両の消毒を徹底する。
  - ③ 原則として、農場出入口で受渡しを行う。
  - ④ 配送経路を記録し、保存する。
- (5) 化製場、食肉加工施設等の畜産関係施設
- ① 出入り車両の消毒を徹底する。

7 発生農場の防疫措置における各班のタイムスケジュール(現地防疫班、埋却班、資材班、サポート班)

防疫措置の想定：肥育牛400頭規模(100頭×4棟)で発生し、24時間以内に殺処分を完了。

必要人員：

現場リーダー：畜産職1名、評価員：(家畜防疫員1名、市町村職員1名、農協等職員1名)×2班、

殺処分：家畜防疫員1名、獣医師10名、保定員20名、動員者28名 計66名

清掃・消毒：家畜防疫員・畜産職リーダー各1名、動員者34名 計36名

埋却地：オペレーター以外の動員者 16名

必要機材：大型バックホフ 4機、バケットローダー(大) 4台、4箱型ダンプ 4台 (すべてオペレーター付き)、動力噴霧機・タンク 4セット

	現地防疫班			埋却班	資材班	動員サポート班	
	評価係	殺処分・農場消毒係			資材調達係 資材受入配送係	現場サポート係	動員者割振係 人員搬送係
		殺処分係	農場消毒係 (殺処分終了後、殺処分係が担当)				
病性決定まで	①評価台帳の準備 ②個体・汚染物品評価開始 ③管理台帳の確認 物品管理台帳、購入伝票等の整理を農場主へ依頼	①事前調査(先遣隊)の実施 ②飼養形態に応じた殺処分方法(班編成)の検討、麻酔薬等の準備		①資・機材の手配 埋却溝掘削・防疫フェンスの手配 ②埋却人員の算出	①事前調査に基づく防疫資材の準備 ②機材の調達 ③ネット・仮設トイロの設置 ④農場内外における防疫フェンス設置の業者委託		①受付会場の決定 ②必要資材(PPE)の搬入 ③動員者名簿の確認 ④必要人員の割り振り
5:30	病性決定(PCR 陽性)						
1日目							
7:00				埋却地到着			
7:30		家畜防疫員・現場リーダー(畜産職)農場到着		埋却地へ資材搬入		テント内資材の確認	動員者の集合 ①着替え ②点呼、健康診断 ③作業内容の説明
8:00		資材搬入 殺処分前の畜舎消毒		掘削開始(試掘)	資材搬送		
9:00	汚染物品評価(2班) ①飼料 ②医薬品、その他	動員者到着 ①防護服等の着用 ②班分け、作業の説明 ③防疫ラインの確認。その後、農場・埋却地へ入場		動員者入場 掘削開始(本掘削)一般 8名	資材搬入		動員者の搬送(バス)→農場到着

	現地防疫班			埋 却 班	資 材 班	動員サポート班	
	評価係	殺処分・農場消毒係			資材調達係 資材受入配送係	現場サポート係	動員者割振係 人員搬送係
		殺処分係	農場消毒係				
9:30	個体評価開始(2班) 1班当たり 家畜防疫員 1名 市町村職員 1名 農協等職員 1名	殺処分開始(2班) 1班当たり 獣医師 5名 保定者 10名				テント資材係としてのサポート 不足資材の受け渡し	
10:00	①個体識別番号の記入 ②写真撮影(種別毎)	殺処分補助 5名 その他一般動員 7名 搬出補助 6名 ローダー 2台 4t箱型ガン 2台		埋却準備一部完了  掘削と並行して埋却開始 動員者 消毒係 8名	不足資材を適宜搬入	・テント内資材の点検	
12:00	休憩	休憩				弁当の受け渡し	昼食の配送
12:30		現地対策本部へ進捗状況の伝達		休憩			
13:00	作業開始	作業開始					
13:30	評価終了 殺処分係へ編入			作業開始			
14:00			必要人員の算出	掘削完了			翌日の動員計画の作成
17:00		殺処分終了(伝達)					
18:30		家畜の搬出完了 動員者の消毒・退場 動員者用バスの手配		家畜の埋却終了 動員者退場			バスの準備
19:00					不足資材の準備		
19:30		動員者出発					動員者搬送
20:30				埋め戻し終了		防疫資材の整理 翌日の準備後、退場	動員者解散
21:00				消毒後退場			

	現地防疫班			埋 却 班	資 材 班	動員サポート班	
	評価係	殺処分・農場消毒係			資材調達係 資材受入配送係	現場サポート係	動員者割振係 人員搬送係
		殺処分係	農場消毒係				
2日目							
7:30			現場リーダー農場到着		資材搬送	テント内資材の確認	動員者の集合 ①着替え ②点呼、健康診断 ③作業内容の説明
8:00			資材搬入	埋却地到着	資材搬入		
9:00			動員者到着 ①防護服等の着用 ②班分け、作業の説明 ③防疫ラインの確認 その後、農場・埋却地入場	動員者入場 埋却開始	不足資材を適宜搬入	テント資材係としてのサポート 不足資材の受け渡し	動員者の搬送(バス)→農場到着
9:30			堆肥搬出開始(2班) 1班当たり 一般 12名 ローダー 2台 4t箱型ダンプ 2台 その他動員者 消毒係 2名 搬出係 6名			弁当の受け渡し	
12:00			休憩 現地対策本部へ進捗状況の伝達				昼食の配送
12:30				休憩			
13:00			作業開始 (清掃・消毒作業並行)				
13:30				作業開始			翌日の動員計画の作成
17:00			作業終了(伝達)	埋却作業終了			
17:30			動員者の消毒・退場 動員者用バスの手配	動員者退場			バスの準備
18:30			動員者出発	埋め戻し終了		防疫資材の整理翌日の準備後、退場	動員者搬送
19:00				消毒後退場	不足資材の準備		動員者解散

	現地防疫班			埋 却 班	資 材 班	動員サポート班	
	評価係	殺処分・農場消毒係			資材調達係 資材受入配送係	現場サポート係	動員者割振係 人員搬送係
		殺処分係	農場消毒係				
3 日目							
7:30			現場リーダー農場到着			テント内資材の確認	動員者の集合 ①着替え ②点呼、健康診断 ③作業内容の説明
8:00			資材搬入		資材搬送 資材搬入		
9:00			動員者到着 ①防護服等の着用 ②班分け、作業の説明 ③防疫ラインの確認 その後、農場・埋却 地入場 堆肥搬出開始(2班) (清掃・消毒作業並行) 班編成は前日同様	埋却地到着 動員者入場 埋却開始	不足資材を適宜 搬入		動員者の搬送(バス)→農 場到着
11:00			堆肥搬出終了 飼料等搬出開始 (清掃・消毒作業並行)				
12:00			休憩 現地対策本部へ進捗 状況の伝達	休憩			
12:30							
13:00			作業開始 (清掃・消毒作業並行)				
13:30				作業開始			
16:00			飼料等搬出終了				
17:00			清掃・消毒完了(伝達)	埋め戻し終了			
18:00			動員者の消毒・退場	埋却完了 告知板の設置			
19:00			動員者用バスの手配 動員者出発	消毒後退場 (重機は翌日消毒し搬 出)		防疫資材の整理・ 消毒後、退場	バスの準備
20:00							動員者搬送 動員者解散



## 発生農場での防疫作業の流れ(午前5:30分 PCR陽性)

### (1) 午前8:00 殺処分係…詳細版参照 (121ページ)

#### ア 消毒

殺処分を始める前に、畜舎の壁及び天井、家畜の管理で使用した衣類や器具等を消毒薬（4%炭酸ソーダ）で十分濡らし、粉塵の飛散を防止する。

#### イ 保定

牛は「おもて；頭絡（保定道具）」を装着し所定の位置（ローダーが入る場合は牛舎内でも可能）に係留する。

薬殺の場合、豚は豚房より殺処分作業に適した場所に移動させ麻酔薬を投与する。

#### ウ 午前9:30 殺処分（薬殺・電殺・炭酸ガス注入）開始

牛は麻酔後、頸静脈へ薬剤を注入する。

母豚では麻酔後、必要に応じて保定し、頸静脈又は耳静脈から薬剤の注入による薬殺か又は電殺を行う。

肉豚や子豚では、ダンプカー等の荷台やフレコンバックに移動後、密閉し炭酸ガスを噴射注入し、ガス殺を行う。

※ 移動、保定は、家畜の暴走など危険を伴うので作業者と周囲の人員に危害が及ばないように、現場リーダーが十分注意喚起する。

※ 重機の近くの作業が多いので、重機との接触事故に十分注意する。

※ 死亡家畜の移動は、安全上、生存している家畜の移動、保定完了後に行う。

#### エ 搬出

殺処分した家畜はローダー等の重機で移動し搬出用ダンプに積載後、シートで覆い車両全体を消毒し埋却地へ搬出する。

#### オ 清掃・消毒

殺処分係は、現場リーダーの指示により、殺処分終了後、引き続き当該農場の清掃・消毒等の作業を行う。



【移動、保定】



【殺処分された家畜】



【ローダーバケットへの積み込み】



【豚の場合は、家畜の移動・保定にベニヤ板（コンパネ）を利用】

(2) 午前9：30 評価係…詳細版参照（145ページ）

評価対象は、患畜、疑似患畜とその農場にある汚染物品（飼料・医薬品等）とする。

注）ただし消毒後使用可能な物品については評価対象外となる。

評価に先立ち畜主に評価頭数の根拠となる飼養管理台帳等の提出を求め、飼養頭数の確認を行う。また、それぞれ根拠となる物品（代表例）の写真を撮影し記録しておく。

処分頭数と疑似患畜確定から殺処分までの間に死亡した頭数を加算して評価頭数との一致を確認する。

評価に当たってはウイルスの散逸防止に細心の注意を払うとともに農場で使用した評価用紙等は、汚染されているので、必ず消毒して持ち出す。

(3) 午前8：00 埋却班…詳細版参照（162ページ）

埋却地の試掘を行い、4m掘り進み湧水や岩の露出などの支障が無ければ本掘に入る。掘削後、埋却溝に消石灰を散布し、ブルーシートを張り死亡家畜の受入準備を行う。

午前10：30 埋却開始

埋却地に死亡家畜を積載したトラックが到着した後、荷台のシートを除去する。死体の前足にループ状のロープを懸け、重機で懸垂して埋却溝に下ろす。

埋却溝に人が降りて作業することは危険なので行わない。

死体運搬車両等は埋却地から出る際に必ず消毒を行う。



【死亡家畜の積み下ろし】



【死体・汚染物品の投入完了後の石灰散布】

埋却地での防疫作業完了後、埋却地に、埋却年月日、3年間発掘禁止である旨を記した看板を設置する。

(4) 午前7:30 現場サポート係…詳細版参照 (134ページ)

ア 消毒のサポート

殺処分家畜や防疫資材を運搬する車両等が農場に出入りする際の車両消毒のサポートを行う。また、殺処分等に使用された長靴や防疫資材の消毒、使用済み防護服などの処分を行う。

防疫従事者の交代及び農場退場時における全身の噴霧消毒、手指等の消毒、PPE脱衣作業等の補助、踏み込み消毒槽の薬液交換等を行う。

【農場退出時の  
防疫作業従事者の消毒】



イ 防疫作業のサポート

発生農場の防疫テント内での資材の受け渡しとその後の整理と補充や昼食等の受け取り、配膳等を行う。

(5) 2日目午前9:00 農場消毒係 (殺処分終了後殺処分係が担当) … (179ページ参照)

ア 家畜排せつ物等の埋却処理作業

作業を始める前に、病原体や粉じんの散逸防止のため、畜舎内外の消毒を実施する。作業は、原則畜舎内で行うが、場所等の問題により屋外で行う場合は、病原体や粉じんの散逸防止ための措置を講じるなどの作業方法を検討する。

作業の効率化を図る観点から、家畜排せつ物処理の専門業者を手配し、作業の短縮化を図る。

[家畜排せつ物等の作業手順 (基本)]

- ① 1台のショベルローダーで入口付近まで家畜排せつ物を集め、他のショベルローダーでダンプカーに積み込む。
- ② フレコンバックに家畜排せつ物や汚染物品を入れた場合は、口をしっかり締めて、重機でつり上げ、トラックに積み込む。
- ③ トラックへの積み込みが終了したらビニールシートで全体を覆い、消毒係が作業しているところまで運び消毒後、搬送する。

- ④ 埋却地に到着したら、家畜防疫員の指示に従い、家畜排せつ物やフレコンバックを埋却溝に順序よく積み並べる。

#### イ 飼料等の処分

飼料等は、畜舎構造により、ホイルローダー又は手作業によりトラック等に積み込み、堆肥化施設や埋却地に搬出する。



#### 【運搬時の消毒】

車両全面、タイヤハウスを十分に消毒する。

汚染物品はブルーシートを被せその上から消毒を行う。

ウ 汚染物品の処理に係る防疫措置完了の考え方は、以下の①から③の方法により処理が終了し、動物衛生課と協議して了解が得られた時点とする。

- ① 焼却のため汚染物品を農場から移動させる際に密閉容器を用いる場合、農場内の全ての汚染物品を密閉容器に入れ終えたとき。
- ② 家畜排せつ物、敷料、飼料等について、消毒による処理を行う場合、病原体の拡散防止に万全を期した、消毒を開始するための封じ込め措置が完了したとき。
- ③ スラリー、尿、汚水及び生乳については、クエン酸等の添加により pH が5以下に低下したことが確認されるなど、「口蹄疫ウイルスに汚染された家畜排せつ物等の処理に関する防疫作業マニュアル」（平成24年8月10日付け24消安第2402号農林水産省消費・安全局動物衛生課長通知）に準じた処理が確認されたとき。

また、家畜防疫員等が農場内の飼料、排せつ物等に含まれる口蹄疫ウイルスの不活化に必要な処理が完了していることを確認するまでの間は、農場内の飼料、排せつ物等の移動を禁止する。ただし、家畜防疫員の指示の下、輸送中の散逸防止の徹底等を図った上で、不活化に必要な処理のために農場外に移動する場合は、この限りでない。

#### エ 畜舎及び飼料管理器具等の消毒

畜舎の天井・床等は4%炭酸ソーダ等で洗浄・消毒する。さらに、床面は消石灰の散布又は石灰乳の塗布を行う。

なお、消毒薬を2種類以上使用する場合は、必ず酸性あるいはアルカリ性に統一すること。

農場敷地は、消石灰を散布する。また、防疫作業に使用した防疫資材や家畜運搬用ケージなどの飼養管理機械は4%炭酸ソーダ等で洗浄・消毒する。

## 【農場の消毒手順】



- ① 動噴で畜舎の天井、壁、床、機械類に炭酸ソーダ液を噴霧



- ② 床、通路、農場敷地内は、消石灰を散布後、スコップやホウキ等で全面に拡げる。

オ 防疫従事終了後の措置 … 退場手順及び留意点参照（105ページ）

作業従事者は作業終了後、農場を出る際には、現場サポート係より、防護服の上から噴霧による消毒を受けた後、防護服を脱いでから退場する。

農場に隣接した現地テントで、長靴をスリッパに履き替え、その後、手洗い、洗顔、うがい、手指等の消毒をする。

現地テントから受付会場までは、徒歩あるいはバス等で移動する。

解散後は速やかに帰宅し、入浴するとともに、着用していた衣服は洗濯する。

## ■5 移動式レンダリング車の活用の検討

疑似患畜の埋却が困難な場合は、移動式レンダリング車の活用を検討する。

使用することが決定した場合は、国の貸出要領に基づき動物衛生課と協議の上、防疫資材の貸付申請書（別記様式1 293ページ）により申請を行う。

## ■6 抗ウイルス資材

抗ウイルス資材は、豚のみに効果があることを踏まえ、豚の大規模飼育農場で発生し、当該農場における迅速な殺処分が困難な場合に、動物衛生課と協議の上投与することとするが、耐性ウイルスの出現を防止するため、長期の連続使用は避ける。

## ■7 ワクチン接種への対応（188ページ参照）

ワクチン接種の方針が決定した場合には、ワクチンの効果を最大限に発揮するため、短期間に、かつ広範囲に接種する必要があることから、直ちに県対策本部にワクチン推進班を設置し、対象市町村や関係機関・団体の協力を得て接種計画を策定する。

なお、ワクチン接種家畜の生乳、排せつ物、死体等の取り扱いには十分留意し、適切な処理を行う。また、接種家畜を殺処分する場合は、家畜伝染病予防法第17条の2に規定する患畜以外の家畜の殺処分等に基づき実施する。

その際、殺処分実施前に動物衛生課と協議し、接種家畜の移動の特認等、効率的な方法を検討する。

## ■8 と畜場等における防疫措置

と畜場、家畜市場等において口蹄疫の患畜又は疑似患畜と判定された場合、当該と畜場、家畜市場等において、防疫指針第6の1から4までに準じた防疫措置（と殺、死体の処理、汚染物品の処理、畜舎等の消毒）を講じる。

なお、と畜場での発生の場合は、と畜場施設（係留施設、病畜と殺施設）におけると殺についても検討する。

また、と畜場における消毒については、福祉保健部と連携して実施し、原則として、家保はと畜場内の生きた家畜が扱われる場所を、食肉衛生検査所はそれ以外のと畜場内を中心に行う。

なお、と畜場の消毒については、糞尿等が十分に除去されるよう洗浄をした上で、1回以上実施することとするが、防疫指針第9の3の規定に基づき、制限区域の設定後21日間とはと畜場を再開できないことに留意する。

## ■9 清浄性確認等の検査

### 1 清浄性確認検査（159ページ参照）

防疫措置完了後10日が経過した後に、移動制限区域の解除に向け、制限区域内の全ての農場の臨床検査及び血清抗体検査のための採血を実施する。

#### (1)対象農場と検査内容

##### ア 臨床検査及び抗体検査

移動制限区域内の全ての農場（鹿、めん羊、山羊、豚及びいのししにあっては、5頭以上飼養する農場に限る。）に立ち入り、臨床検査を行うとともに、血清抗体検査を実施するための検体（血液）を採材する。

#### (2)検査方法

##### ア 臨床検査

泡沫性流涎、跛行、起立不能の有無、口腔内、口唇、鼻腔内、鼻部、蹄部、乳頭又は乳房に水疱、びらん、潰瘍又は癬痕の有無を確認するとともに、39℃以上の発熱の有無、泌乳量の大幅な低下又は停止等の有無を畜主（又は管理者）から聞き取る。

#### イ 抗体検査のための採材

採血頭数は飼養頭数に応じて防疫指針に示された頭数とする。(詳細は157ページ参照。)

畜舎が複数ある場合は、すべての畜舎から採血する。

### 2 全戸臨床検査による清浄度確認検査 (県独自の検査)

発生状況等に応じて、終息後、県内に飼養される全ての家畜の清浄性を目視により確認し、県内外に本県の牛・豚の安全(安心)をアピールする。

#### (1)対象家畜

県内に飼養される牛・豚(直近の清浄性確認検査済み農家を除く)

#### (2)検査方法

農家巡回による臨床検査(ただし、豚については、管理獣医師による検査若しくは電話による聞き取り)

#### (3)実施時期

移動制限解除後、直ちに行う。

### 3 移動制限解除後の清浄性確認検査

口蹄疫の発生終息後、動物衛生課の指示に基づき、我が国の口蹄疫清浄国復帰認定申請のために、飼養家畜や野生動物を対象として、清浄性確認サーベイランス検査を実施する。(詳細は160ページ参照)

## ■10 制限区域の解除

移動制限区域及び搬出制限区域は、次の要件のいずれにも該当する場合に解除する。

- ① 移動制限区域内のすべての発生農場の防疫措置の完了(と殺、死体の処理及び農場の消毒が全て完了していることをいう。以下同じ。)後10日が経過した後に実施する清浄性確認検査により、全て陰性を確認すること。
- ② 移動制限区域内の全ての発生農場の防疫措置の完了後21日が経過していること。

## ■11 家畜の再導入

家保は、家畜の再導入を予定する発生農場、予防的殺処分実施農場に対して、最初の導入の1月前以内に立入検査を行う。この際、当該農場に対して、初回は導入頭数を少数とし、導入後は毎日家畜の臨床観察を行うとともに、異常を認めたときは直ちに家保に届出るように指導する。(詳細は195ページ)

## 第5章 詳細マニュアル

### 1 病性鑑定

---

#### ■1 異常家畜の通報

家畜の所有者、獣医師（共済、開業、農場管理獣医師）、市町村から口蹄疫を疑う症状を示す家畜の病性鑑定依頼があった場合には、症状や状況等を十分に聞き取り、病性鑑定を実施すべきかの判断をする。

#### ■2 病性鑑定班の編成

電話聞き取りで極めて疑いが強い場合には、原則として、管轄家保職員3名で病性鑑定に当たる。

#### ■3 農場到着

原則として車両は衛生管理区域外に駐車する。農場に到着したら、家保に到着時間を連絡する。

衛生管理区域外で防護服を着用し、消毒薬を準備し、入念に消毒した後、農場主の許可を得てから農場へ立ち入る。

#### ■4 聞き取り調査

異常家畜の症状等に関する報告（巻末防疫指針61ページ 別記様式2）に基づき、所有者氏名、住所（自宅及び農場）、電話番号、飼育管理従事者（従業員）数、管理責任者名、飼養頭数、異常家畜の症状、同居畜の状況、農場と畜舎の配置等を聴取する。

#### ■5 異常家畜の検査

異常家畜及び同居家畜を目視検査で、泡沫性流涎、跛行、起立不能の有無、口腔内、口唇、舌、鼻腔内、鼻部、蹄部、乳頭又は乳房に水疱、びらん、潰瘍又は癒痕の有無を確認するとともに、泌乳量の大幅な低下又は停止等の有無を畜主（又は管理者）から聞き取る。

また、体温測定（39℃以上の発熱の有無の確認）し、写真撮影を行う。

なお、体温測定の際は、1頭毎に手袋を取り替え、体温計は入念に消毒を行う。

#### ■6 写真撮影について

1 異常家畜の病変部位の写真は明瞭に撮影し、また、病変の有無にかかわらず好発部位も必ず撮影するとともに、全身の状態を確認する観点から、全身の外貌も撮影すること。

ただし、立入検査を行った防疫員が臨床症状等から本病を強く疑う場合には、典型的な病変が見られた好発部位のみの撮影及び送付を先行して行うようにする。

これらを踏まえ、異常家畜については、以下の牛、豚について、それぞれに示した部